

第2次
亀山市障がい者福祉計画



令和4年3月



亀山市

音声データが必要な方には、亀山朗読奉仕会により収録した CD をお渡しますので、あいあい(電話 0595-84-3313)までご連絡ください。

はじめに

わが国の障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に多様化・複雑化し、親亡き後を見据えた様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築など、地域ぐるみでの対応が求められています。

本市では、平成30年3月に住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに生活ができる共生のまち「かめやま」の実現に向け「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」を基本理念として、第2次障がい者福祉計画等を策定し、目標の実現に向けて施策に取り組んでまいりました。

この間、国においては「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、「障害者差別解消法の一部を改正する法律」が公布される等、障がい者施策の充実が図られています。一方、新型コロナウイルス感染症が世界的な規模で蔓延する中で、障がい福祉分野を取り巻く環境も大きく変化しました。

こうした中で、令和3年度は、計画の中間年度として、計画の推進状況の評価や、コロナ禍における障がいのある人の現状とニーズ及び国の動きや社会情勢の変化を踏まえ、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画など市の各分野に係る計画のほか、国及び三重県の主な方針や計画と整合を図り計画の見直しを行いました。

本計画においては、引き続き障がいのある人が、住み慣れた地域の中で生活を継続できるとともに、障がいのない人とつながり・支え合い、ともに喜びを感じながら、自分らしい生活を送ることができるまちの実現をめざし、今後、計画に掲げる目標の実現に向けて取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の見直しにあたり、熱心なご審議をいただきました亀山市地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査等により、貴重なご意見をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。



令和4年3月

亀山市長

櫻井義之

目次

第1章 計画見直しの背景・趣旨	1
1.はじめに.....	1
(1) 計画見直しの背景・趣旨.....	1
(2) 計画の期間.....	3
(3) 計画の位置付け・性格	4
2.各種障がいのある人の状況.....	5
(1) 人口推移の状況	5
①総人口と年齢3区分率の推移.....	5
②年齢階級別人口ピラミッド.....	7
③平均寿命と健康寿命.....	8
④出生率及び合計特殊出生率.....	8
⑤死亡率	9
(2) 障がいのある人の状況	10
(3) 各種障がいのある人の状況.....	11
①身体障がいのある人の状況.....	11
②知的障がいのある人の状況.....	12
③精神障がいのある人の状況.....	14
④指定難病のある人の医療費受給状況.....	15
第2章 障がい者福祉課題の整理	17
1.障がい者福祉の課題のまとめ.....	17
第3章 障がい者福祉を進めるための基本的な考え方.....	19
1.計画の考え方	19
(1) 基本理念	19
(2) 基本目標	20
(3) 計画の体系.....	21
第4章 障がい者福祉に関する取組の展開.....	23
1.地域で安心して暮らせるまちづくり	23
(1) 地域で支え合う共生社会の実現.....	23
①障がいと障がいのある人への理解の促進.....	23
②ボランティア活動の推進	25
③ひきこもり状態にある人への支援の推進.....	27
④虐待防止の啓発.....	29
(2) 相互理解と社会参加の促進.....	31
①障がい者差別解消に向けた取組の推進	31
②スポーツ・文化芸術活動等の推進.....	33
③福祉教育の推進.....	35
2.多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	37
(1) 包括的相談支援体制の構築.....	37
①早期発見・早期治療の推進.....	37

②総合相談窓口の設置.....	39
③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	41
④障がいのある人の家族支援.....	43
(2) 障がい児支援体制の確保.....	45
①療育体制の充実.....	45
②医療的ケア児の支援の充実.....	47
③子育てを支援する受入体制の整備.....	49
④特別支援教育の充実.....	51
3. 自立した生活のできる体制づくり.....	53
(1) 雇用・就業機会の確保と拡大.....	53
①就労準備支援の充実.....	53
②雇用の場の確保.....	55
③就労定着に向けた支援.....	59
(2) 自立生活のための環境整備.....	61
①障がい福祉サービスの充実.....	61
②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進.....	63
③防災・安全対策の充実.....	65
④権利擁護対策の充実（成年後見制度の利用促進）.....	67
第5章 計画の推進にあたって.....	69
1. 計画の進行管理.....	69
(1) 計画の周知・啓発.....	69
(2) 計画の推進・評価.....	69
(3) 関係機関等との連携.....	69
(4) 障がい福祉圏域での連携.....	70
(5) 公表.....	70
アンケート調査結果.....	73
1. 亀山市の障がい福祉に関するアンケート調査について.....	73
①調査の目的.....	73
②調査の設計.....	73
③回収結果.....	73
2. アンケート調査結果のポイント.....	74
資料編(参考資料).....	95
1. 策定までの経過.....	95
2. 関係規定.....	96
3. 亀山市地域自立支援協議会名簿.....	98
4. 用語解説.....	99

第1章 計画見直しの背景・趣旨

1.はじめに

(1) 計画見直しの背景・趣旨

本市では、平成19年3月に「亀山市障がい者福祉計画（平成24年3月改定）」を策定し、「いきいきと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山」を基本理念として、誰もが個人として尊重され、つながり・支え合い、ともに喜びを感じて生きていける社会の実現に向けて、施策を進めてきました。

近年、少子高齢化、人口減少、家族形態の変化といった流れが進む中で、福祉ニーズは、ますます複雑かつ、多様化してきました。こうした中、国では、平成23年の「障害者基本法」改正を皮切りに障害者制度の集中的な改革を推進してきており、「障害者虐待防止法」や「障害者優先調達推進法」のほか、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

さらに同年6月には、障がい者が自ら望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備や、新たなサービスの創設などを盛り込んだ「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されました。平成30年6月には「障害者文化芸術活動推進法」が施行され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮や社会参加の促進が、令和元年6月には「読書バリアフリー法」が施行され視覚障がい者の読書環境の整備の促進が図られることになりました。令和3年5月には「障害者差別解消法の一部を改正する法律」が公布、6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布、9月に施行となりました。

一方、地域福祉の推進にあたっては、既存の縦割り支援体制から総合的で包括的な支援体制への転換や、あらゆる市民が役割を担い支え合いによって地域を共に創っていく地域共生社会の実現を行うための施策が求められています。亀山市の障がい者福祉・障がい者施策の推進においても、この「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要とされます。

こうした中で平成30年3月に、本市では、「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」を基本理念として、住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに生活ができる共生のまち「かめやま」の実現に向けて、「障がい者計画」と「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を「第2次障がい者福祉計画」として一体的に策定し、施策を進めてきました。令和2年5月には国から「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の基本指針が示され、令和3年3月には、新たに本市においても「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定しました。また、新型コロナウイルス感染症が世界的な規模で蔓延する中では、障がい福祉分野を取り巻く環境も大きく変化し、さまざまな課題が浮き彫りとなりました。

令和3年度は計画の中間年度として、計画の推進状況の評価や、コロナ禍における障がいのある人の現状とニーズ及び国の動きや社会情勢の変化を踏まえ、「第2次障がい者福祉計画」の見直しを行うものです。

【近年の国における関係法制度等の動き】

H28年	<p>障害者差別解消法</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 ➤ 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 ➤ 行政機関等による合理的配慮の法的義務 <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 成年後見制度利用促進に関する基本的な計画策定の努力義務化 <p>発達障害者支援法の一部を改正する法律 施行</p>
H29年	<p>障害者総合支援法 改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自立生活援助、就労定着支援、共生型サービス等の創設
H30年	<p>障害者文化芸術活動の推進法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国との連携を図り自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策の策定及び実施【地方公共団体の責務】 ➤ 障害者による文化芸術活動の推進に関する計画策定【地方公共団体の計画策定の努力義務】
R元年	<p>読書バリアフリー法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定及び実施【地方公共団体の責務】 ➤ 基本計画を勘案し視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定【地方公共団体の計画策定の努力義務】
R2年	<p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化のための必要な措置【地方公共団体の責務(努力)】
R3年	<p>障害者差別解消法の一部を改正する法律 公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ➤ 事業者による合理的配慮の努力義務から義務化 ➤ 障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化【努力】 <p>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国・地方公共団体の責務、保育所の設置者、学校の設置者等の責務を規定【責務】

※本計画において「障害」を「障がい」と表記します。(法令名称等の固有名詞の表記を除く。)

(2) 計画の期間

第2次障がい者福祉計画において、障がい者計画の計画期間は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画と計画期間を合わせ、平成30年度から令和8年度までの9年間となっています。

また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間は、国の基本方針に即して3年間となっています。

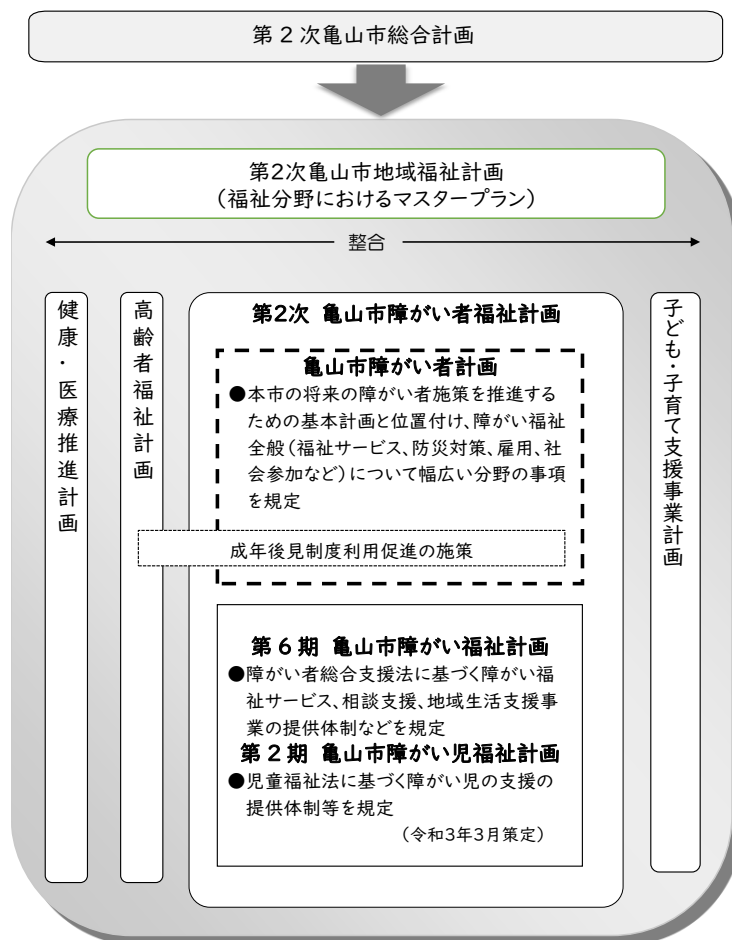
年度		2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
第2次総合計画		基本構想									
		前期基本計画【5年】					後期基本計画【4年】				
第2次障がい者福祉計画	障がい者計画 (成年後見制度 利用促進の施策)	【9年】			見直し						
	障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5期 第1期 【3年】		第6期 第2期 【3年】		第7期 第3期 【3年】					
第2次地域福祉計画		【総論】									
		前期計画(各論) 【4年6か月】					後期計画(各論) 【5年】				
子ども・子育て支援 事業計画							【5年】				

(3) 計画の位置付け・性格

第2次亀山市障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。併せて、本市における最上位計画である第2次亀山市総合計画（後期基本計画）に即しつつ、特定の課題に対応する分野別計画として位置付けています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成29年4月以降）により、成年後見制度利用促進計画については、第2次亀山市地域福祉計画で基本的な考え方を示しており、本計画においては取組内容を示しています。

なお、見直しに当たっては、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画など市の各分野に係る計画のほか、国及び三重県の主な方針や計画と整合を図ります。さらに、平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）における「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉分野の根底を貫く考え方で、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものであり、SDGsの考え方と整合を図ることとします。



2.各種障がいのある人の状況

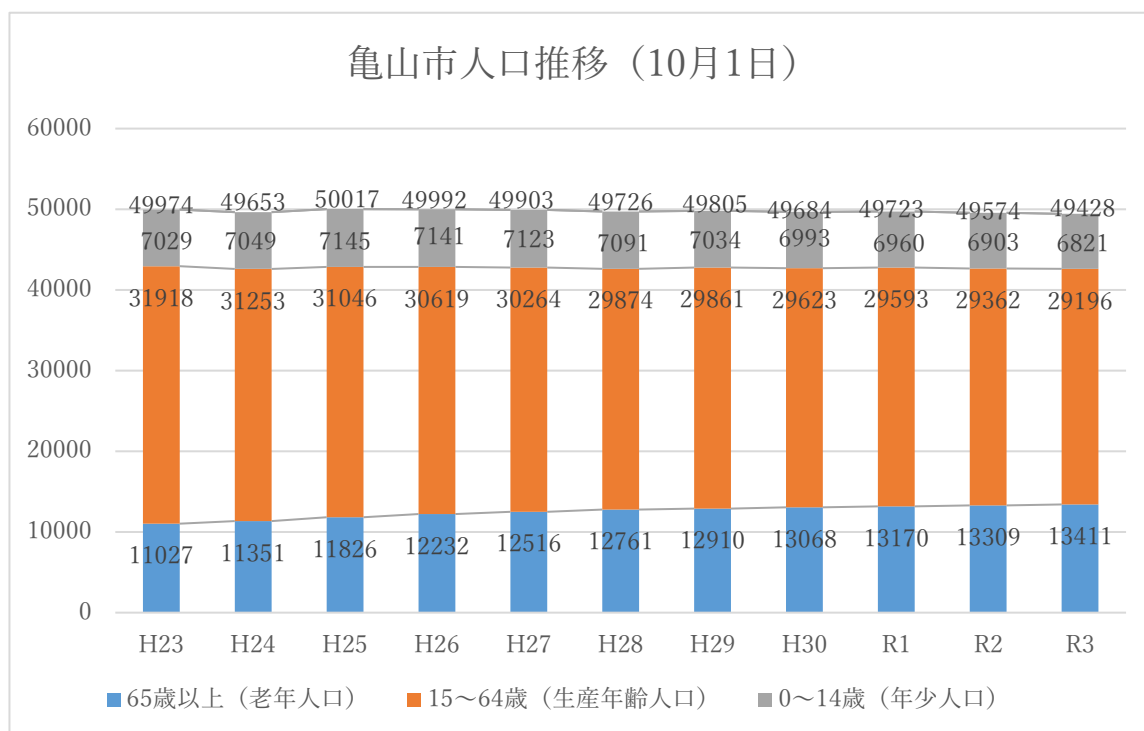
(1)人口推移の状況

①総人口と年齢3区分率の推移

亀山市の総人口の推移は平成12年頃から増加傾向をたどってきましたが、近年人口は横ばいから減少傾向となっており、令和3年10月1日現在 49,428 人となっています。

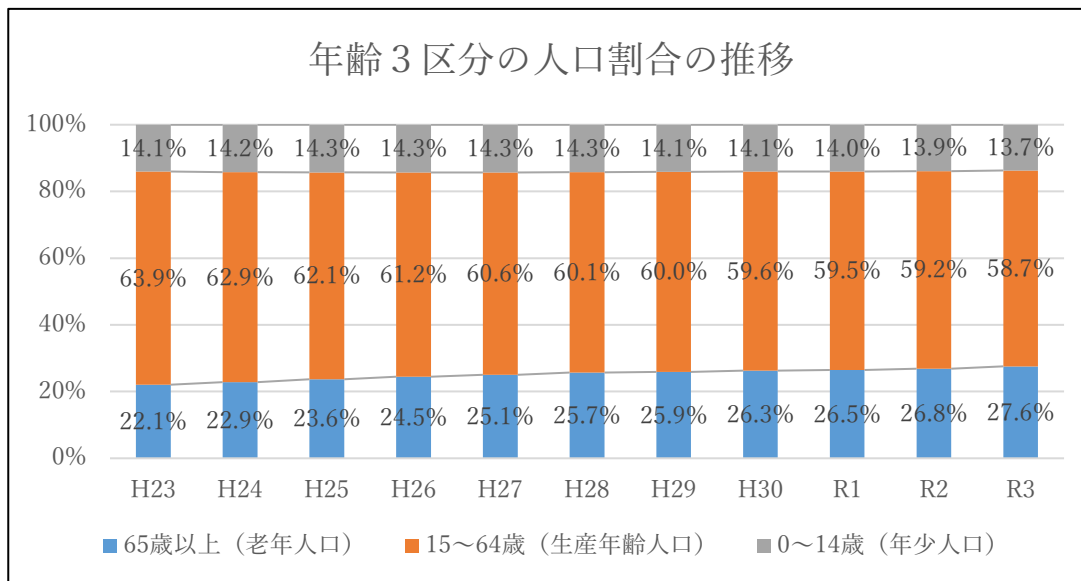
また、第8期介護保険事業計画の人口の推計（各年度10月1日）によると、令和4年度は 49,360 人、令和5年度は 49,224人、令和6年度は 49,073 人となり、減少することが推計されています。

年齢3区分率では、令和3年10月1日現在、老年人口（65歳以上）が占める割合（高齢化率）は 27.6%で、将来推計は、令和22年（2040 年）には 30.4 %となることが見込まれています。



出典：生活文化部市民課「年齢別の人口データ」

2.各種障がいのある人の状況



※各年齢区分の割合の合計は、端数処理により100%になりません。

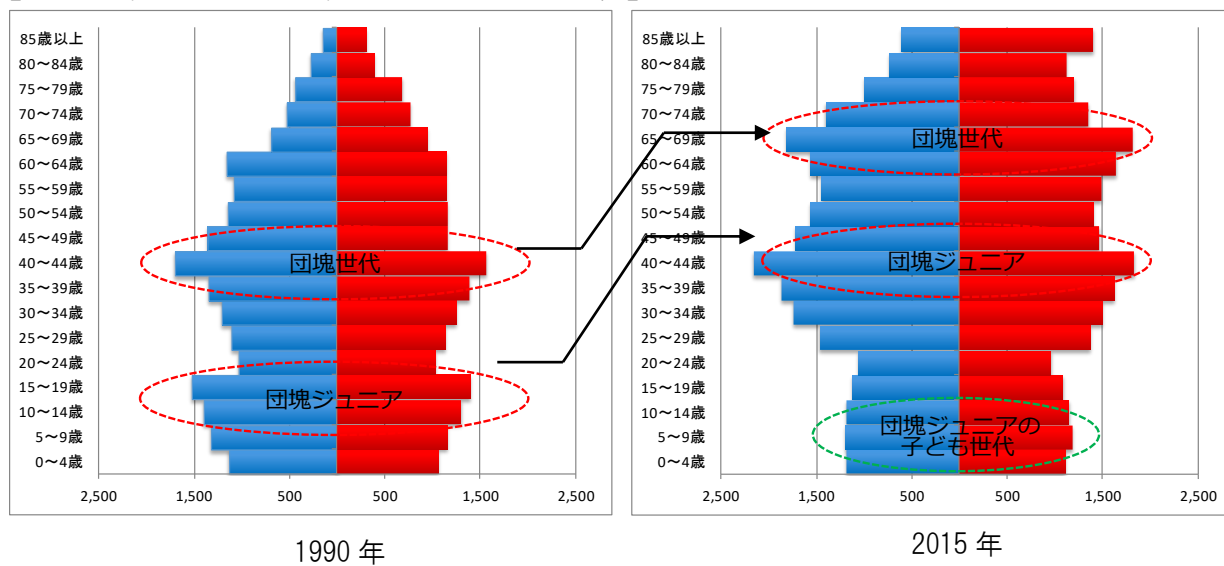
出典：生活文化部市民課「年齢別の人口データ」

②年齢階級別人口ピラミッド

2015年の人口とその前後25年における年齢階級別ピラミッドで1990年と2015年を比較すると、2015年には団塊ジュニアの世代とその子ども世代である0～9歳の世代が増加傾向にあります。

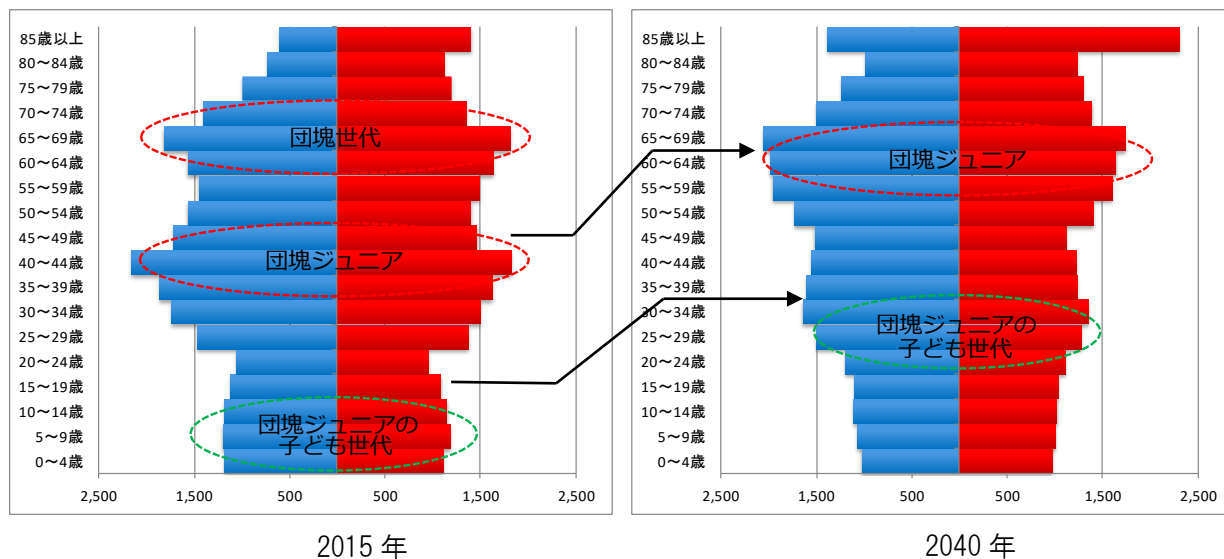
また、2015年の人口ピラミッドにみられる団塊ジュニアの子ども世代の増加は一時的であり、その下の世代では人口は再び減少していくと推計されています。

【1990年及び2015年の人口ピラミッド比較】



出典：総合政策部政策課「人口ビジョン」

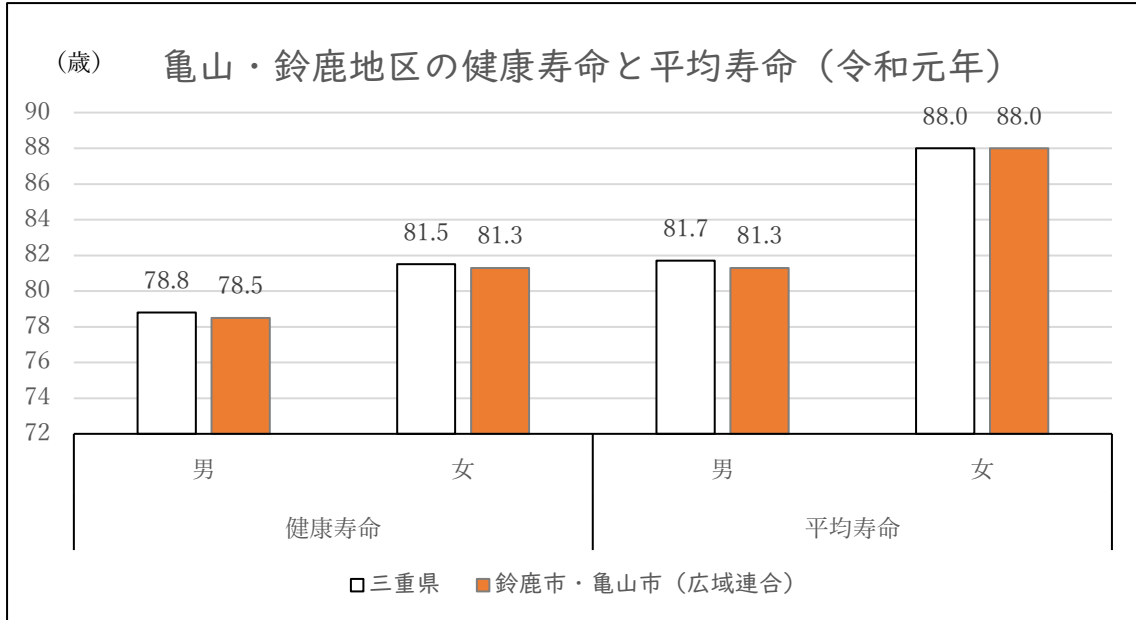
【2015年及び2040年(将来推計)の人口ピラミッド比較】



出典：総合政策部政策課「人口ビジョン」

③平均寿命と健康寿命

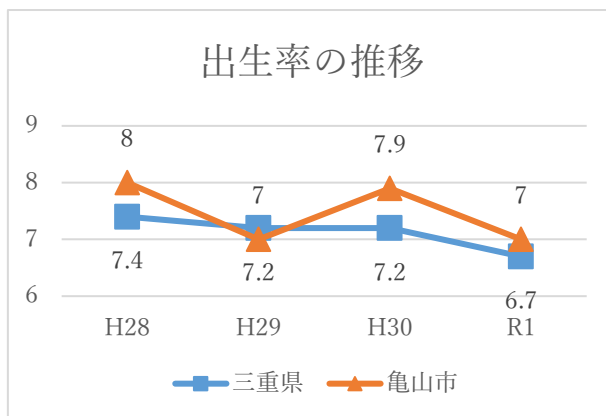
令和元年の鈴鹿市及び亀山市（鈴鹿亀山地区広域連合管内）における平均寿命と健康寿命をみると、男性、女性ともに県平均と同水準となっています。



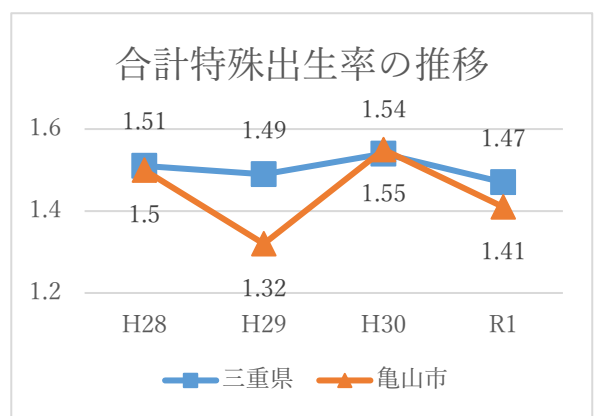
出典：三重の健康づくり基本計画「ヘルシーピープルみえ・21」

④出生率及び合計特殊出生率

令和元年の本市の出生率は、7.0（人口千対）となり、県と比べ0.3ポイント高くなっています。一方、出生率の低下に比例し、合計特殊出生率は、1.41（人口千対）となり、県と比べ0.06ポイント低くなっています。



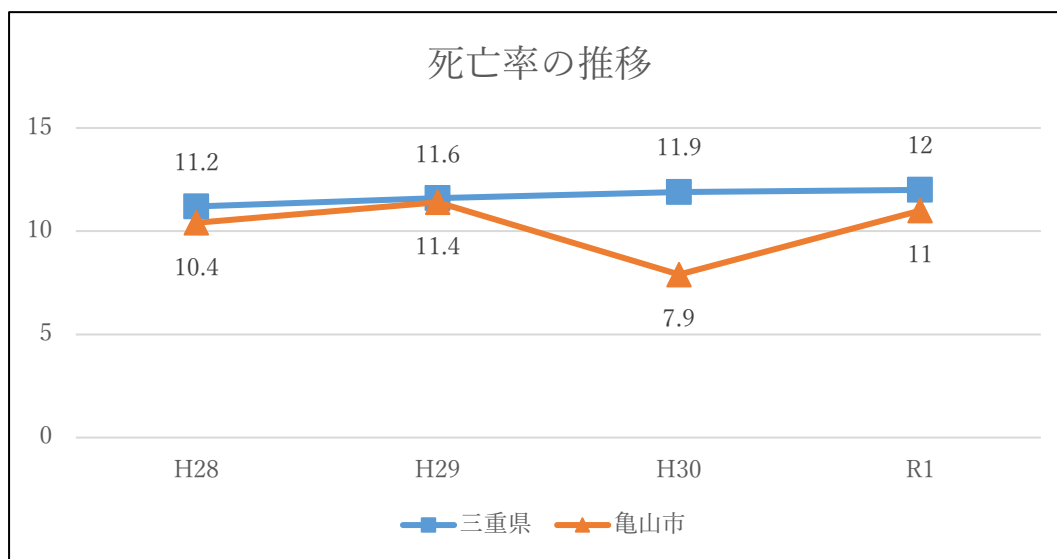
出典：三重県の人口動態



出典：三重県の人口動態

⑤死亡率

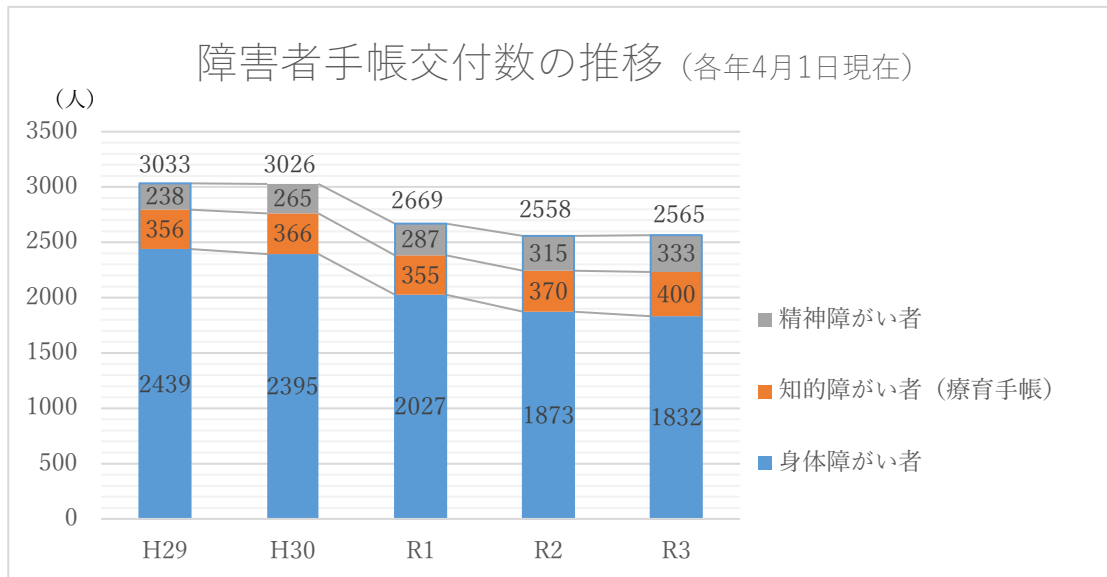
令和元年の本市の死亡率は、11.0(人口千対)で、県と比べ1.0ポイント低くなっており、相対的に亡くなる人が少ない傾向にあります。



出典：三重県の人口動態

(2) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、平成 29 年では身体障害者手帳 2,439 人、療育手帳 356 人、精神障害者保健福祉手帳 238 人、合計 3,033 人であったものが、令和 3 年には、身体障害者手帳は 1,832 人、療育手帳は 400 人、精神障害者保健福祉手帳は 333 人となり、身体障がい者は減少、知的障がい者、精神障がい者は増加しています。

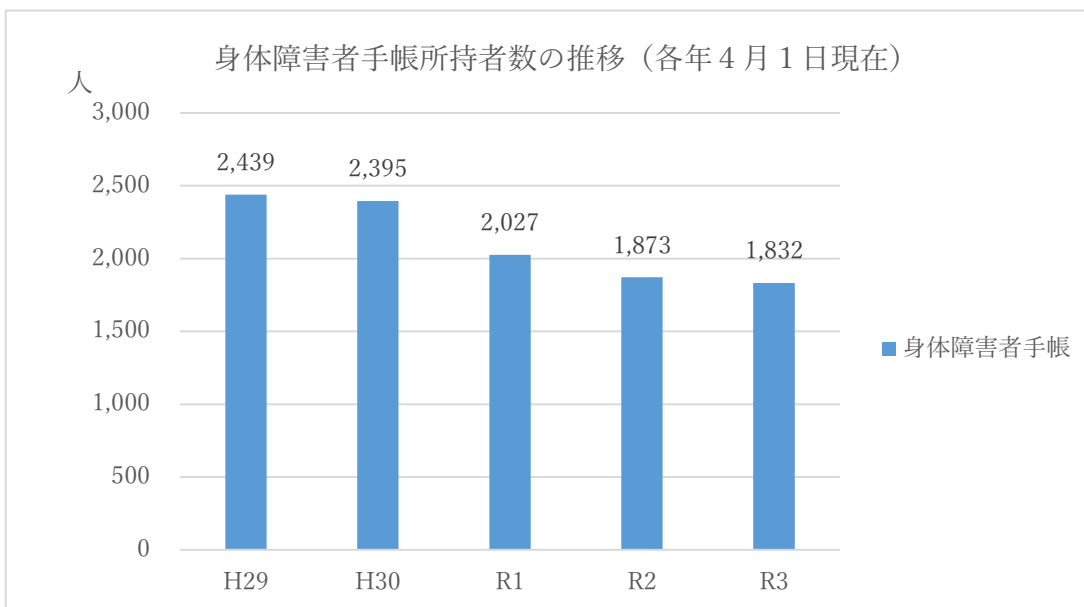


出典：健康福祉部地域福祉課

(3) 各種障がいのある人の状況

① 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は、平成30年に身体障害者手帳の返還分について一括処理を行ったことから令和元年の所持者数が著しく減少しています。令和2年以降は緩やかな減少となっています。



出典：健康福祉部地域福祉課

等級別の推移では、各等級とも減少傾向にあり、年齢別では、18歳未満は横ばい傾向であるものの、18歳以上は減少傾向にあります。

身体等級別

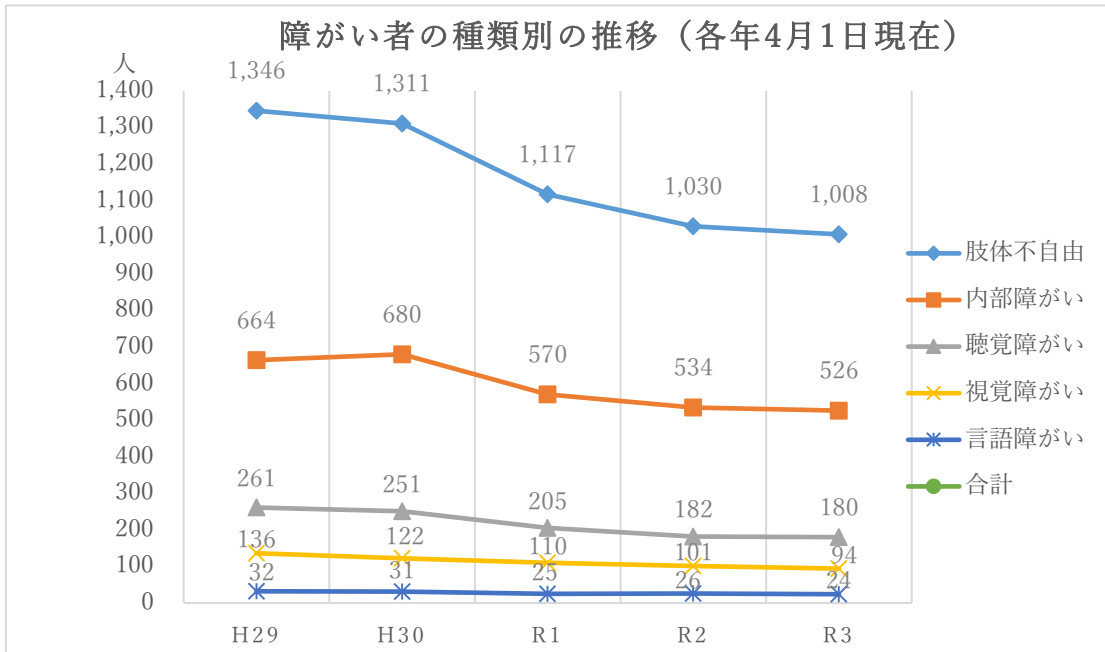
（単位：人）

		H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
等級	1級	696	684	573	532	530
	2級	375	360	318	280	265
	3級	423	417	344	330	315
	4級	659	639	554	516	515
	5級	120	125	108	92	89
	6級	166	170	130	123	118
18歳未満		45	54	51	48	49
18歳以上		2,394	2,341	1,976	1,825	1,783
合計		2,439	2,395	2,027	1,873	1,832

出典：健康福祉部地域福祉課

2.各種障がいのある人の状況

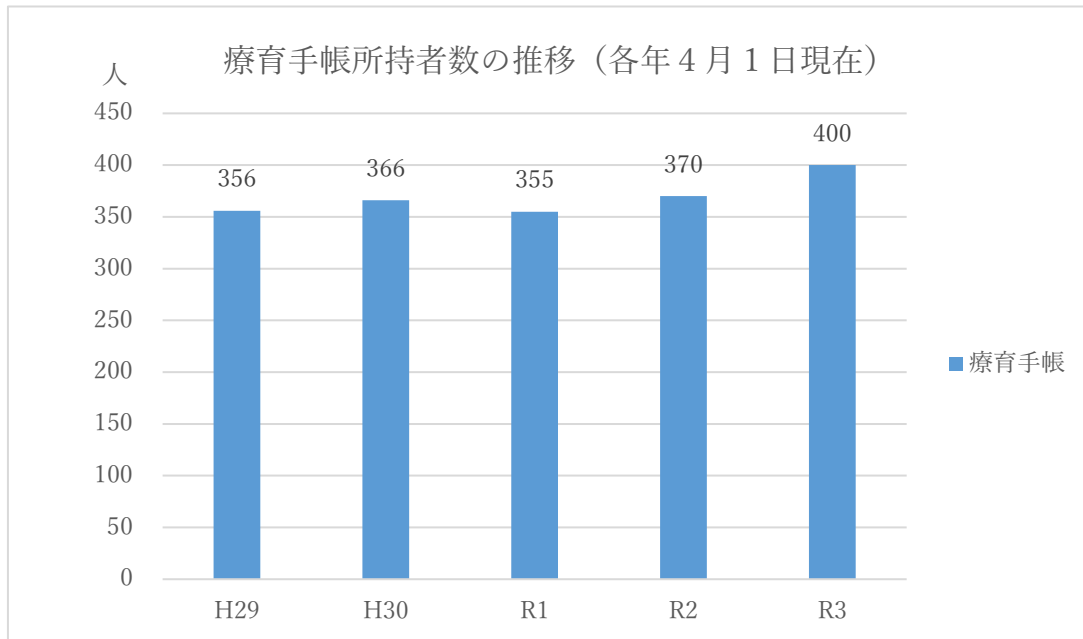
障がいの種類別では、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がいを中心として年々減少傾向にあります。



出典：健康福祉部地域福祉課

②知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者は、平成29年に356人であったものが、令和3年には400人と44人増えており、増加率にして12.3%増加しています。



出典：健康福祉部地域福祉課

第1章 計画見直しの背景・趣旨

等級別では、概ね全ての等級において年々増加する傾向にあり、特に18歳未満の人が、平成29年103人であったものが、令和3年には116人に増え、増加率は12.6%となっています。

(単位：人)

		H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
等級	A1(最重度)	140	142	137	142	144
	A2(重度)					
	B1(中度)	216	224	218	228	256
	B2(軽度)					
18歳未満		103	108	98	102	116
18歳以上		253	258	257	268	284
合計		356	366	355	370	400

出典：健康福祉部地域福祉課

等級・年齢別(令和3年4月1日現在)では、全体で400人のうち、18歳から39歳までが163人となり、全体の40.7%を占めており、次いで18歳未満が116人、29.0%となっています。

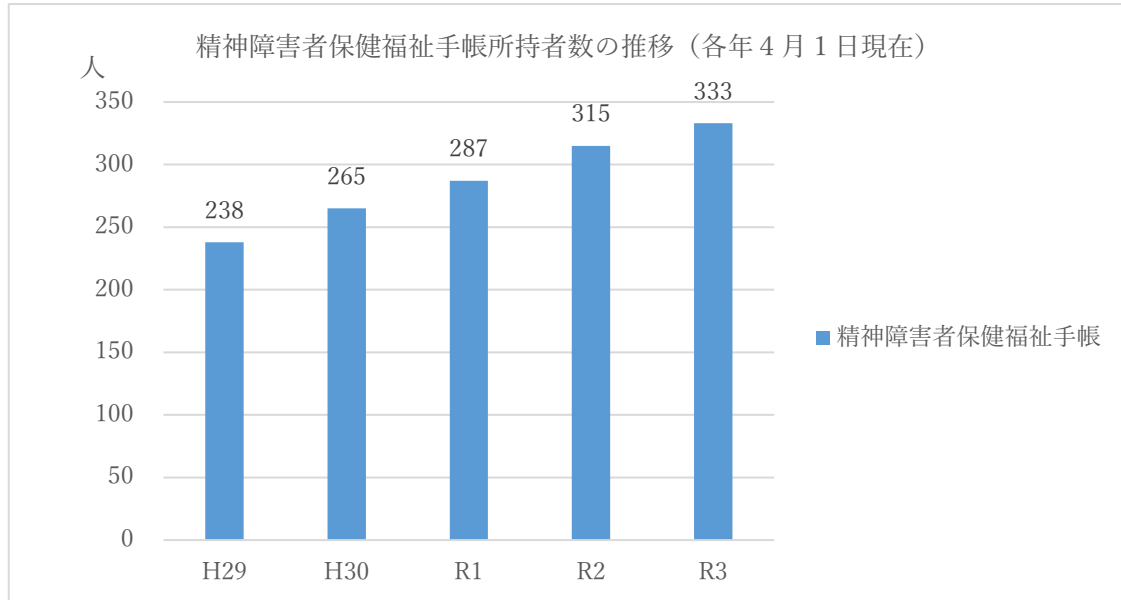
(単位：人)

	0-17歳	18-39歳	40-64歳	65歳以上	合計
A1(最重度)	8	16	13	3	40
A2(重度)	25	35	31	13	104
B1(中度)	35	65	44	11	155
B2(軽度)	48	47	5	1	101
合計	116	163	93	28	400

出典：健康福祉部地域福祉課

③精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成29年に238人であったものが、令和3年には333人と95人増え、増加率にして39.9%となっています。また、各等級においても増加しています。



出典：健康福祉部地域福祉課

等級別（令和3年4月1日現在）では、全体333人のうち、2級が206人と全体の61.9%となり、最も多くなっています。

（単位：人）

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
1級	15	19	17	17	21
2級	155	163	182	194	206
3級	68	83	88	104	106
合計	238	265	287	315	333

出典：健康福祉部地域福祉課

④指定難病のある人の医療費受給状況

難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保と難病患者の療養生活の質の向上のため、指定難病の検討が行われてきました。68疾患に属する患者がおり、その数は、令和2年度末現在で422人となり、平成29年度以降、微増となっています。

特定医療費(指定難病)支給認定件数

(単位:件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
合計	446	388	381	397	422

出典：鈴鹿保健所

※平成29年12月末に難病法に基づく医療費助成制度の経過措置期間が終了したため認定件数が減少しています。

2.各種障がいのある人の状況

第2章 障がい者福祉課題の整理

1.障がい者福祉の課題のまとめ

現計画の進捗状況の検証結果やアンケート調査などの結果から、基本目標について今後取り組むべき課題を整理しました。

基本目標1. 地域で安心して暮らせるまちづくり

(総括)

障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、地域では障がいの有無に関わらずお互いを尊重し合い、正しい知識で互いに理解し合うことや、福祉活動が向上していくことが必要です。市では広報やあいあいまつりをはじめとしたイベント等を通じて、障がいや障がいのある人への理解促進に向けた啓発や周知を実施してきました。

また、障害者文化芸術活動の推進法が施行されるなど、今後は、障がいのある人の個性や能力が発揮できるスポーツ・文化芸術活動等の機会の創出や交流による相互理解の促進も求められています。

平成30年度から令和2年度には、地域のつながりの強化を目的として、市及び社会福祉協議会による地域まちづくり協議会への情報提供活動や社会福祉協議会による地域でのボランティアへの支援活動を行い、地域の助け合い・支え合いのしくみづくりが進みました。

令和3年度に実施した障がい者等を対象としたアンケート調査によると、障がい者に対する地域内での理解について、「かなり深まっている」、「ある程度深まっている」と答えた割合が全体の25%弱となっており、今後も継続した取組を行っていくことが必要となります。

さらに、地域で支え合う共生社会を実現していくためには、地域の住民や障がい者の主体的な活動を引き出していくための福祉教育の実践が必要です。市では、福祉教育の実践として、学校における総合的な学習の時間を利用した福祉体験活動や、特別支援学校の児童生徒との交流など行ってきました。今後、障がい者理解のために、地域住民に向けた啓発を行っていくことが課題です。

基本目標2. 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

(総括)

障がい者が抱える課題の複雑化・多様化に対応するために、支援を行う各機関の体制の整備・構築が求められています。まず、地域におけるさまざまな課題に対して、分野や制度、組織を越えて連携を行うために包括的な支援体制を構築することが必要です。市では、障害者総合相談支援事業を実施し、障がいのある人やその家族等への相談支援を行ってきました。障がい者等の自立の観点からは、施設から地域生活への移行や地域生活の継続について、地域全体で支えることが求められており、障がい者

の高齢化や親亡き後の生活も見据えた地域生活支援拠点の整備や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を継続していくことが必要です。

障がい児については、適切な療育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されるために、市では、発達支援や虐待対応の体制整備、医療的ケア児の入園までの手続マニュアル策定、小山田記念温泉病院との「子育て支援の連携・協力に関する協定」（略称 KUKS）の締結等、ライフステージに応じた支援体制の充実とネットワークのしくみづくりを図ってきました。今後、地域における中核的な支援施設として、子どもの発達に合わせた個別・集団療育を行う児童発達支援センターについて、地域の現状把握等、整備に向けた検討を行います。

加えて、医療的ケア児においては安心して支援を受けられるよう地域活動支援事業（日中一時支援）の充実、医療的ケア児等コーディネーターの配置やにじいろネット5市連携研究会のスーパーバイズチームによる相談支援等の資源の拡充に向けた施策が必要です。

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できる包摂性のある社会の実現に向けて、学校からの卒業、就職、親元からの自立等、ライフステージに応じ、多機関での連携を図ることで、切れ目のない一貫した支援が行われることが求められています。

基本目標3. 自立した生活のできる体制づくり

（総括）

障がいのある人にとって、その適性に応じた就労や社会参加を行うことが、自立した日常生活又は社会生活を営むためには重要です。しかし、障がいのある人がそれを実現するための環境整備はまだ十分ではなく、市では、就労実習の場の提供、障害者就労施設等からの物品調達の呼びかけ、就職面接会の広報、障がいのある人への就労定着支援事業の説明等、就労支援に取り組んできました。また、新たな雇用機会創出が期待される農福連携事業については、先進事例の情報共有を進めてきました。今後は、亀山市における農福連携事業のあり方について、関係機関と連携を図り就労施策を形成・実行していく必要があります。

雇用・就労の場以外においても、障がいのある人が安心して普段の暮らしを営んでいくために、ユニバーサルデザインの普及、防災対策の充実、法人後見事業の実施といった権利擁護制度の拡充に向けた施策を推進する必要があります。それらと並行して、面的整備型の地域生活支援拠点の整備を行うことで、障がいの重度化、高齢化や親亡き後の生活も見据えた対策が求められています。

第3章 障がい者福祉を進めるための基本的な考え方

1.計画の考え方

(1)基本理念

現在、急速に進行している高齢化や人口減少を背景に、人間関係が希薄化する傾向にある中、障がいがあることにより、生きづらさを感じる人が増えてきています。

本市では、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、だれもが個人として尊重され、つながり合い、支え合い、共に喜びを感じて生きていけるような社会をめざし、関係機関等と連携しながら、障がい者施策・障がい者福祉にかかる取組を推進してきました。

このような中、障がいのある人が住み慣れた地域で、生涯にわたり自立した生活を過ごすには、福祉サービスや支援の充実はもとより、多様性を尊重し包摂する人間性や地域文化を醸成するため、「我が事・丸ごと」の考え方に立ちつつ、これまでの取組を充実・強化していくことが求められています。

亀山市の未来を描く第2次亀山市総合計画では、将来都市像を「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」とし、住み慣れた地域で充実した生涯を過ごせる「心と体の豊かさを感じられるまち」、人と人がつながり多様な交流にあふれる「つながりと交流のあるまち」をめざすまちのイメージとして進めています。

こうしたことから、障がいのある人が、住み慣れた地域の中で生活を継続できるとともに、障がいのない人とつながり・支え合い、ともに喜びを感じながら、自分らしい生活を送ることができるまちを目指し、次の基本理念を掲げます。

生涯にわたり自分らしく活動ができ、

共感と共生ができるまち

(2) 基本目標

基本理念「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」のもと、障がい者福祉に係る次の3つの目標を掲げます。

基本目標1. 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を互いに尊重し合いながら地域で安心して暮らせるように、市民意識の向上を図り、地域において人と人とながら、支え合える関係を構築していきます。

基本目標2. 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

少子高齢化の進展や地域におけるつながりの希薄化などを背景に、複雑化・多様化する、さまざまな課題に対応するため、ライフステージに沿った支援が受けられる総合的な相談支援の窓口の整備を進めます。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、関係部署と関係機関とが連携した支援を行います。

基本目標3. 自立した生活のできる体制づくり

障がいのある人が、安心して働き続けられることができ、それぞれの特性に応じて就労できる体制の強化に向けて、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関とともに取り組みます。また、障がいのある人が生活の質の向上を図りつつ、自立した生活ができるよう、環境整備を進めます。

(3) 計画の体系

基本理念			
生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち			
基本目標	実施目標	施策の方向	関連するSDGsのゴール
1 地域で安心して暮らせるまちづくり	(1) 地域で支え合う共生社会の実現	①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③ひきこもり状態にある人への支援の推進 拡充 ④虐待防止の啓発	    
	(2) 相互理解と社会参加の促進	①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②スポーツ・文化芸術活動等の推進 拡充 ③福祉教育の推進	    
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(1) 包括的相談支援体制の構築	①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 拡充 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援	    
	(2) 障がい児支援体制の確保	①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 拡充 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実	    
3 自立した生活のできる体制づくり	(1) 雇用・就業機会の確保と拡大	①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援	        
	(2) 自立生活のための環境整備	①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実 拡充	        

1.計画の考え方

第4章 障がい者福祉に関する取組の展開

1.地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域で支え合う共生社会の実現

①障がいと障がいのある人への理解の促進

【現状と課題】

- 本市では、広報かめやまや行政情報番組マイタウンかめやまによる障害者週間啓発広報や、イベント等での交流の機会の創出により、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進、障がいのある人をはじめとする人権についての啓発を行っています。
- 障がい福祉に関するアンケート調査結果によると、「暮らしやすくなるために、特に望むこと」について、「経済的な援助」が28.3%で最も高く、次いで「外出しやすい環境や交通機関の利便」が22.6%、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が20.0%で続いています。アンケートからも地域における理解を深めることが求められていることがわかります。障がいのある人が地域で安心して生活するためには、より多くの人々がふれあい、コミュニケーションでつながることで相互理解を深めていくことが重要です。
- 令和2年度、地域まちづくり協議会の福祉委員会において、社会福祉協議会と協力し、地域の支援者である市内全22地区の地域まちづくり協議会を訪れ、福祉意識の向上に向けた研修会を実施しました。
- 現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため多くのイベントが中止となっている状況から、ウイズコロナ社会における啓発方法を検討する必要があります。
- 障がい福祉サービスについての情報提供を進めるため、広報かめやま、ホームページ、福祉の手引きなどを活用していますが、障がい者福祉にかかる法制度は改正が進んでいることから、現在提供している内容をよりわかりやすく周知していくことが求められます。

【めざす姿】

障がいの有無によって分け隔てられることがないように、情報提供の充実を図ることにより、地域で互いに理解しながら生活する姿がみられます。

【取組内容】

① 福祉意識の向上

障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、イベント等の開催だけでなくさまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。

② 障がい福祉制度の情報提供の充実

制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、広報やホームページ等を活用し、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。

②ボランティア活動の推進

【現状と課題】

- 地域福祉にかかるアンケート調査結果によると、令和3年度のボランティア活動の経験は、「活動している」が3.8ポイント減少しています。今後もボランティア講座開催等、ボランティアを始めるきっかけづくりや組織化につなげていくことが求められます。
- ボランティア活動推進の取組として、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいて、ボランティアを必要とする障がい者や障がい者団体をはじめ福祉施設などに対し、点訳や朗読などのボランティア活動団体とのコーディネートを実施しています。また、地域で住民同士の助け合いの関係づくりの「ちょこボラ（ちょこっとボランティア）」に対し、高齢者支援に加えて、障がい者支援も併せたしくみづくりを推進していきます。今後の課題としては、ボランティアの担い手の高齢化や住民の支援ニーズの多様化により、担い手の養成が挙げられます。
- 令和元年度に当事者で構成する障がい者団体が解散した後、本市では当事者による活動団体がない状況です。社会福祉協議会では、障がい者支援団体に共同募金配分金の助成を行い、障がい者の家族が互いに支え合うための活動の支援につなげています。今後、障がい者団体の設立のための支援も必要です。
- 地域まちづくり協議会の福祉委員会においては、見守り活動や助け合い活動が行われています。見守り活動等を行っている地域の支援者・関係団体等に対し継続的な周知を行い、支援が必要な人の情報があれば、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーにつながるように連携を図っています。その他、民生委員・児童委員協議会では、地域での友愛訪問を行っています。今後も、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動に対する継続的な支援が必要です。

【めざす姿】

住民主体のさまざまなボランティア活動が活発化し、住民がボランティアとなって障がいのある人の支援につながっています。

【取組内容】

① ボランティアの育成と活動の支援

ボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動の活性化に向け支援します。

② 障がい者団体への支援

障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、活動資金の援助やピアカウンセラーの育成など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の結束に向けて活動を支援します。

③ 地域における見守り・支援体制の構築

支援が必要な障がいのある人への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。

③ひきこもり状態にある人への支援の推進

【現状と課題】

- ひきこもりの定義は、国のひきこもりの評価・支援に関するガイドラインに即して、「義務教育以降であって、おおむね6か月間以上、家庭にとどまり続けている状態」と考えられます。また、ひきこもりは、「統合失調症等に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである。」とされています。
- 障がい福祉に関するアンケート調査では、「障がいに対する地域内での理解」について『理解が深まっていると思う人』は、「身体障がい」は22.7%、「知的障がい」は24.4%に対し、「精神障がいは」17.6%となり、他と比べ低くなっています。その一方で、『理解が深まっていないと思う人』は、「精神障がい」が43.9%と最も多く、次いで「知的障がい」が31.9%、「身体障がい」が24.6%となっています。
- 不登校の子どもやその保護者の不安や悩みの相談に対応するふれあい教室（適応指導教室）の設置や、義務教育以降のひきこもりやニートなどの青少年に対する来所や訪問による相談支援に加え、コミュニケーショントレーニングや料理教室などを通じたグループワークなど、個人の状況に応じた相談支援体制や体験の機会を提供してきました。また、精神疾患の人を必要な医療へと結びつける自立支援医療（精神通院医療）制度の案内や社会福祉協議会に配置したコミュニティソーシャルワーカーのアウトリーチを主体とした相談支援により、8050問題等の複合的な課題を抱えた世帯が顕在化しています。
- 鈴鹿・亀山圏域では、ひきこもりの家族会、事業所、県・市などの関係団体や関係機関を構成員とした「ひきこもりの就労支援等を考える会」が組織化され、ひきこもりの実態把握や就労支援等の体制づくりの検討がはじまりました。また、ひきこもり家族会すずらんの会では、鈴鹿保健所や障害者総合相談支援センターあいと連携し、家族同士の交流の機会を提供しています。
- ひきこもりは、地域における支援者と関係機関同士の「顔の見える距離」のもとで、地域の理解を深めながら、発見・相談支援の機能を高めていく必要があります。また、その機能には、医療的な専門性や経験を有する必要があるため、支援に必要な機関が互いに役割分担しながら、連携ができる体制づくりが求められます。
- 令和3年4月改正された社会福祉法では、新たに重層的支援体制整備事業が創設され、世代や属性に関係のない包括的な相談支援体制の構築が求められ、多様な社会参加への支援に向けた社会資源の創出にも取り組んでいく必要があります。

【めざす姿】

精神障がい等への正しい理解の普及・啓発が行われ、誰もが住みやすい地域社会を築くことにより、ひきこもりの解決につながる動きがみられます。

【取組内容】

①精神障がい等に対する正しい理解の普及・啓発

精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくすため、精神障がい等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。

②ひきこもり支援に向けた体制づくり

不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図り、支援機関につながることで適切な支援が受けられるよう重層的支援体制の強化を図ります。

③社会参加に向けた支援

身近な地域で創作活動や交流ができる居場所づくりなど、社会参加支援に向けた社会資源の創出に取り組みます。

④ひきこもり状態にある人の家族への支援

家族の負担や不安等に寄り添った継続的な相談支援を行い、家族や支援者間の交流が活発化するよう、家族会や支援団体等と連携した取組を進めます。

④虐待防止の啓発

【現状と課題】

- 人権が尊重される社会をつくるために、行政としてさまざまな手法を用いた啓発活動に加え、障害者虐待防止法では、障がい者の虐待に関する窓口を設置し、相談・通報などの受付や虐待の早期発見のほか、障がい者の一時保護や養護者や施設従事者に対する負担軽減のための支援など必要な措置の実施が求められています。
- 本市では、あらゆる場面を捉えた人権教育や人権活動を展開するとともに、虐待の未然防止・早期発見することをめざし、関係機関とのネットワークを構築するため、虐待防止対策代表者会議を開催しています。令和2年度においては、障害者虐待に関する相談件数は4件、事実確認の調査を行い虐待認定した事案は2件ありました。
- 今後も窓口の周知を図り、虐待に対し関係機関と連携を図りながら迅速・確実に対応できるよう虐待防止マニュアルに沿って対応できる体制を構築しておくことが求められます。また、障がいの有無や国籍などの違いを越え、すべての人が関わりを持てるような人権施策が必要です。

【めざす姿】

虐待防止や人権意識を高める啓発により、障がいのある人の人権を尊重するための環境が整っています。

【取組内容】

①虐待防止に向けた啓発と支援体制

虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため関係機関とのネットワーク強化を図り、適切かつ迅速に対応し、支援を行います。

②人権意識を高める啓発

一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタ in 亀山等のイベントや街頭啓発など、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組めます。

③施設従事者への意識啓発

施設従事者に障がい者虐待の防止に向けた研修を実施し、虐待防止の意識啓発や施設従事者による障がい者虐待の防止に取り組めます。

(2) 相互理解と社会参加の促進

①障がい者差別解消に向けた取組の推進

【現状と課題】

- 平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けた各種啓発活動のほか、市職員が適切に対応するために必要な対応要領を定めるよう努めることが求められています。本市においても、対応要領を作成し職員研修を実施しています。また、障害者差別解消法について、広報かめやまでの特集記事の掲載やあいあい祭り等のイベントにおいて周知・啓発を行っています。
- 障がい福祉に関わるアンケート調査結果では、障がいがあることで差別を感じたり、いやな思いをした方は、36.5%となっています。さらに、差別をどこで誰から受けたと感じたか尋ねたところ、日常のかつ身近な関係で、差別や偏見を経験している人が多いことがうかがえます。加えて、合理的配慮について、知らないと回答した割合が74.7%となっています。今後、障害者差別解消法の改正により事業者の合理的配慮が義務になることも見据え、周知啓発を行う必要があります。
- 令和2年度から本市では、地域自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会の機能を付加し、具体的事案の対応について情報共有を行う等の協議を始めました。今後、地域の実情に応じた障がい者差別解消に向けた取組等を協議し、庁内の関係部署と連携し取り組んでいく必要があります。

【めざす姿】

さまざまな合理的配慮に向けた取組により、障がい者を理由とする差別の解消が推進されています。

【取組内容】

① 障がい者差別解消に向けた啓発

障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民や事業者の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。

② 障がい者差別解消のための体制の整備

地域の実情に応じた差別を解消するため、地域自立支援協議会で情報共有や協議を行い障がい者差別解消に向けた取組を進めます。

③ 職員対応要領の研修

障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために研修を行います。

②スポーツ・文化芸術活動等の推進

【現状と課題】

- 令和元年度には「三重県障がい者芸術文化祭」が本市を会場として行われ、令和3年度には「東京 2020 パラリンピック」が開催される等、障がいのある人の社会参加の機運が高まっています。
- 障がい者スポーツ競技の全国大会等に参加された人に激励金を支給し、スポーツ大会参加の支援を行っています。
- スポーツや文化芸術活動等の充実は、人の心を豊かにし、生活に潤いをもたらすとともに、社会参加や人々の交流を促進し、相互理解の醸成にもつながるものです。障がいの有無に関わらず、生活がより充実したものとなるよう交流を深めることのできるスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動の場の提供・支援に向けた取組が必要です。
- 「あいあい祭り」「ヒューマンフェスタ」等の交流イベントの他、スポーツや文化芸術活動等、障がいの有無を越えて交流を深める機会の創出やイベント情報についてホームページ等を活用し情報発信をするとともに、障がい者が行事・イベントに参加しやすくするための環境整備や雰囲気づくりを進めることが求められます。

【めざす姿】

情報発信や環境整備をすることにより、障がいの有無に関わらず、スポーツ・文化芸術活動等において、あらゆる人が参加しています。

【取組内容】

① 障がい者のスポーツイベント等への参加の推進

障がい者がスポーツイベント等に参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携して開催します。

② 文化芸術活動の参加の推進

障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会や作品等の成果を発表することができる環境整備に努め、より多くの障がい者の参加を図りながら、心の豊かさや相互理解を深められる機会を提供します。

③ スポーツ・文化芸術活動等の情報発信

市内外で開催される障がい者のスポーツや文化芸術に関する取組等の情報について、情報収集するとともに、ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います。

③福祉教育の推進

【現状と課題】

- 本市の保育所・認定こども園・幼稚園・学校において障がい者との交流や福祉施設への訪問などに取り組むとともに、市内の小・中学校及び高等学校のうち、社会福祉協議会が指定したモデル校においては、学校と社会福祉協議会で年間プログラムを作成し、障がいに対する理解につなげる福祉教育を行いました。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地校交流として市内小学校児童と交流を行いました。
- 本市では市民団体と連携し、市内の学校に出向いて障がい・障がい者理解を深める取組を行いました。
- 中央公民館において、障がい・障がい者に対する理解を深めるため、福祉ロボットや手話等の講座を行いました。今後は、更に合理的配慮の提供やユニバーサルデザインの活用、ダイバーシティの理解など、誰もが生涯を通じて学びの機会が得られる、学びの環境づくりを進める必要があります。
- 地域福祉計画の策定にかかる地域ヒアリングでは、地域における障がい者と健常者の接点が少なく、お互いの接し方が分からず関わる機会も少ないため、互いが遠い存在となっている点が指摘されています。また、地域福祉にかかるアンケート調査結果では、「福祉の心を育むために必要な取組」について、学校や地域活動の場で福祉の心を育むことを期待していることが伺えます。
- 今後も、引き続き、保育所・認定こども園・幼稚園・学校等での福祉教育の取組を拡充するとともに、地域の福祉団体や地域コミュニティとの連携を深め、障がい・障がい者への理解を推進することが求められます。

【めざす姿】

さまざまな人が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた意識が高くなっています。

【取組内容】

①子どもへの福祉教育の推進

社会福祉協議会による福祉教育推進事業の活用や市民団体との活動等、地域交流や体験学習などを通して、児童・生徒の障がい・障がい者理解を深めます。

②生涯学習講座の充実

「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人とない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。

③交流・体験活動の充実

児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。

2. 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり

(1) 包括的相談支援体制の構築

① 早期発見・早期治療の推進

【現状と課題】

- 発達等に配慮が必要な子どもへの相談支援は早期対応が重要であり、発達障害者支援法では、早期発見のための取組が求められています。本市では、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点での相談窓口を設け、妊娠・出産期から子育て期における切れ目ない支援を行っており、支援者と関係機関、関係機関同士の顔の見える関係づくりを行っています。
- 乳幼児健康診査等で支援が必要と判断したケースには、フォロー教室や相談事業を実施し、対象となる子どもを含めた家庭への支援を行っています。また、乳幼児健康診査の未受診者については関係機関が連携して実態把握を行い、支援が必要なケースへのフォローを行っています。近年、複合的な問題を抱えた支援が難しいケースが増えており、今後も関係機関同士の連携できる支援体制の強化が求められます。
- 令和2年7月から3歳児健康診査において、スポットビジョンスクリーナーを導入し眼科スクリーニング検査を実施しています。精密検査が必要となったお子さんを眼科受診につなげています。
- 思春期の子どもの悩みや課題に対する相談体制の提供に取り組むとともに、子育て世代の保護者への交流の場づくりや親子のふれあいの場、放課後子ども教室（市内全小学校）などを実施しています。
- 発達等に配慮が必要な子どもについて、状況に応じて関係窓口へつなぎ、児童発達支援等の個別福祉サービスを給付しています。
- 今後も関係機関と連携しながら、支援が必要な子どもと保護者に対するフォローを継続的に行い、早期発見・早期治療につなげていく必要があります。

【めざす姿】

保健・医療・福祉が相互に連携した保健活動が活発に行われることにより、市民の健康が保たれています。

【取組内容】

①乳幼児健診後等のフォロー体制の充実

健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要な子どもや保護者には、関係部署と連携したフォローを行います。

②発達が気になる子どもへの支援体制の強化

きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各課・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。

②総合相談窓口の設置

【現状と課題】

- 本市では、障害者総合相談支援センター「あい」を設置し、障がい者のおかれた状況や相談内容に応じた情報提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援などを行っています。その中で、相談内容に応じて地域包括支援センターにつないだり、複合的な課題を抱えた世帯に関する情報は「つながるシート」により社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーにつないだりする等、多くの関係機関と連携した相談支援体制づくりに取り組んできました。
- 障がい福祉に関わるアンケート調査結果によると、「現在特に不安に感じていること」については、健康・障がいが多岐にわたっています。また、「障がいのある方への相談支援を充実させるために必要なこと」では、「身近な場所で相談できること」が47.4%で最も多く、「一か所で用事が済む相談窓口を設置すること」が29.1%、「わかりやすい情報を提供してくれること」27.9%と続きます。アンケート調査結果からも、多様な相談内容に対応できる、わかりやすい相談窓口の設置が求められていることがわかります。
- 近年、障がい者に関わる相談内容は、多様化・複雑化し、世帯全体に対する総合的な相談支援が必要なケースが顕在化しています。障がい者の地域生活を支援するためには、個々の障がい者の幅広いニーズとさまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけることが必要です。加えて、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、社会資源の改善や新たな創出を図るとともに、全体をコーディネートする機能のあり方について、関係機関等との協議の場を設けながら、既存の相談支援体制のあり方を見直していく必要があります。

【めざす姿】

多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されています。

【取組内容】

①総合相談窓口の設置

障がい者、高齢者、児童、生活困窮者などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口が保有すべき機能の協議を重ねながら、総合相談窓口の設置・運営を進めます。

②障がい福祉サービス等の情報提供の充実

障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。

③コーディネート機能を備えた相談支援体制の充実

障害者総合相談支援センターあいを中心に地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を強化します。

◆障害者総合相談支援センター「あい」相談人数の推移 (単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
身体障がい	21	22	26	19	20
重症心身障がい	1	0	1	3	2
知的障がい	49	51	58	44	34
精神障がい	24	25	34	21	36
発達障がい	10	14	15	13	7
高次脳機能障がい	1	2	2	2	2
その他	7	8	7	5	5
合計	113	122	143	107	106
実人数	112	120	138	107	105

出典：障害者総合相談支援センター「あい」

◆障害者総合相談支援センター「あい」相談支援内容別の相談件数の推移

(単位:件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
福祉サービスの利用等	724	893	732	946	1,055
障がいや病状の理解	250	335	211	195	197
健康・医療	260	210	217	196	349
不安の解消・情緒安定	599	833	560	608	788
保育・教育	40	82	131	109	62
家族・人間関係	164	191	176	225	351
家計・経済	47	44	86	33	38
生活技術	32	21	31	57	73
就労	93	242	165	86	98
社会参加・余暇活動	90	158	52	30	5
権利擁護	2	6	2	2	6
その他	238	233	264	96	221
合計	2,539	3,348	2,627	3,583	3,243

出典：障害者総合相談支援センター「あい」

③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

- 精神保健福祉法では、さまざまな関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを求めています。鈴鹿・亀山圏域においては、精神障がいに関わる保健・医療・福祉関係者が参加する精神保健福祉担当者連絡会を地域包括ケアシステムの協議の場とし、地域課題について議論を進めています。
- 精神に障がいのある人やその家族に対して総合的な相談・支援を行い、精神保健福祉手帳の取得や、自立支援医療等の各種制度のサービスや医療につなげていきます。
- 精神疾患等の患者が地域で安心して生活していくには、多職種での連携により有効な医療や支援を行うことが必要です。市内には精神科の医療機関が少なく、医療機関への受診につながっていないケースも見受けられます。

【めざす姿】

地域包括ケアシステム（保健・医療・福祉の総合的なしくみ）により、シームレス（切れ目のない）ケアが行われています。

【取組内容】

①地域生活を支援するため関係機関の連携強化

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう協議の場を継続し、保健・医療・福祉関係者や関係機関との連携を強化します。

②多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築

認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。

④障がいのある人の家族支援

【現状と課題】

- 発達等に配慮が必要な子どもとその家族を対象に、子どもの発達に合わせて訓練的な要素を取り入れた遊びをもとに、個別及び集団の療育を行っています。あわせて、療育に通う子どもの保護者のつどいを開催し、子育てへの不安に対し助言等を行うことで、不安や負担感の軽減につなげています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、通所サービス利用の自粛に伴い、利用者の家族の負担が増加したことを課題と捉え、自宅での訪問入浴サービス等の訪問サービスにつなげることで負担を減らすよう努めました。
- 障がい福祉に関するアンケート調査の中で、介助する方が特に困っていることについて尋ねたところ、障がい者・障がい児ともに介助者は、「将来の不安」が最も高く、次いで「介助の代わりがないこと」で続いています。介助する方が望まれる支援については、障がい者の介助者の回答は、「福祉サービスのさらなる充実」が41.6%で最も高く、次いで「金銭的援助」が30.7%、「介助者緊急時の代替サービス」が26.1%で続いています。障がい児の介助者の回答は「金銭的援助」が52.7%で最も高く、次いで「定期的な情報提供」が44.0%、「福祉サービスのさらなる充実」が38.5%で続いています。全体的には多様な支援が必要とされていることが読み取れます。
- 障がいのある人の高齢化が顕著となる中で、その介助に中心的にあたる人の年齢も、高齢化しつつあります。一方、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであるヤングケアラーについて、アンケート調査結果では18歳未満の介助者である回答はなかったものの、障がいのある親や兄弟姉妹を介助するヤングケアラーの実態も少なからずあると推測されます。一方、こうした家族の負担軽減を図るため、レスパイトケア等の必要な支援につなげられるような取組や、社会全体で介助者を支援していく姿勢が求められています。

【めざす姿】

障がい福祉サービスに係る情報が、必要な人に適切に届くことで、障がいのある人やその家族の支援につながっています。

【取組内容】

①家族の負担軽減

支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がいのある人本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。

②家族のレスパイト支援

障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした日中一時支援や短期入所のサービス利用を促進します。

(2) 障がい児支援体制の確保

①療育体制の充実

【現状と課題】

- 本市では家庭や子ども自身からの相談、また保育所・幼稚園等や学校からの相談については、必要に応じて関係機関と連絡調整し、職員への研修も行いながら、子どもが地域で健やかに成長していける支援を行っています。また、児童相談として、子どもの育ち相談、児童精神科医の医療相談、療育相談、療育手帳相談等があり、多岐にわたる相談について専門職員が対応しています。さらに、園及び学校と連携し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援を行えるよう「にじいろのーと」の活用を進めています。
- 子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた個別・集団の療育事業や専門職員による保育所や幼稚園等への園訪問相談を行い、子どもへの関わり方等について、具体的な助言を行っています。さらに、令和2年度には、小山田記念温泉病院との間で締結した「子育て支援の連携・協力に関する協定」に基づく支援体制（略称 KUKS）の運用をスタートさせることで、支援の充実を図っています。他にも、集団・個別療育相談事業や園及び学校の巡回指導において、三重県立子ども心身発達医療センターが実施する地域療育支援事業を活用し、肢体不自由児や運動発達に配慮を要する児童への支援として理学療法士等による専門的な見立てやリハビリテーション、日常生活への助言や指導を実施しています。
- 令和3年度から、三重県立子ども心身発達医療センターの研修へ専門職員を派遣し、発達障がい児への支援にかかる専門性を習得した人材である「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成に取り組んでいます。こうした人材を核として、「CLM（チェック・リスト・イン三重）」のしくみを活用した効果的な発達支援の充実が求められています。
- 平成24年4月1日施行の児童福祉法の一部改正により、障がい児を対象とした施設・事業については、児童福祉法に根拠規定が一本化されました。これに伴い、各種別等に分かれていた障がい児施設（通所・入所）が一元化され、障がい児及び発達支援が必要な児童の支援の強化が図られてきました。国の指針においては、障がいのある就学前の児童が身近な地域で支援を受けられるようにするために市町村または障がい児保健福祉圏域に1箇所以上の児童発達支援センターを整備するよう求めており、本市においても、児童発達支援センターの整備に向けた検討を進めています。

◆療育相談利用者数の推移

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
個別	実利用者数(人)	10	4	0	4	2
	延べ相談件数(件)	57	17	0	20	17
集団	実利用者数(人)	36	37	38	34	30
	相談開催数(回)	72	72	72	70	60
	延べ相談件数(件)	328	340	340	350	300

出典：子ども未来課

◆児童相談件数の推移

(単位:件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
肢体不自由	3	9	8	14	5
視聴覚障がい	6	5	3	6	4
言語発達障がい等	303	154	181	200	202
重症心身障がい	11	7	4	7	6
知的障がい	47	72	89	132	82
自閉症等	41	83	66	50	56
計	411	330	351	409	355

出典：子ども未来課

【めざす姿】

保健・医療・障がい福祉・教育などの連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制の充実とネットワークのしくみづくりが進み、障がい児や発達等に配慮を要する子どもの支援体制の充実が図られています。

【取組内容】

① 相談・支援体制の充実

就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園等と連携し行う巡回相談、CLM のしくみを活用し充実を図ります。

② 児童発達支援機能の強化

現在の療育相談事業の機能強化を段階的に図るとともに、児童発達支援センターの機能確保に向けた取組を進めます。

③ 切れ目のない支援体制づくり

障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。

②医療的ケア児の支援の充実

【現状と課題】

- 医療的ケア児支援法の施行により、医療的ケア児及びその家族に対する国・地方公共団体の責務が規定されました。このような中、三重県小児トータルケアセンターや三重病院が中心となり、5市（亀山市、津市、鈴鹿市、伊賀市、名張市）連携研究会にじいろネットが組織化され、課題の検討・情報共有・人材育成研修を行っています。また、多職種によるスーパーバイズチームが結成され、困難事例に関わる支援者を支援するための体制が整備されました。
- 本市では、医療的ケア児や重症心身障害児を支援する障がい児通所支援事業所は1か所で、近隣市においても受け入れ可能な事業所数は十分ではなく、資源の拡充に向けた取組が必要です。
- 本市では、療育活動において、調査研究として三重県草の実りハビリテーションセンターの協力により、専門職員の派遣を受け、医療面での連携が強化されています。
- 医療的ケア児の保育所等への入園については、「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」を作成して、医療的ケア児の円滑な受け入れを行うとともに、「医療的ケア実施ガイドライン」に基づいて、安全かつ適切な受け入れを図っています。
- 医療的ケア児等への支援を適切に実施するためには、関係機関や担当部局、医療機関等との情報共有が不可欠であることから、医療的ケア児に関わる関係者会議を開催するなど、緊密な情報共有の体制を整備し、円滑なケアにつなげる必要があります。

【めざす姿】

医療的ケア児を支援する協議の場や受け入れ施設等の設置等により、医療的ケア児等への支援の充実が進んでいます。

【取組内容】

① 医療的ケア児等の資源の拡充

地域自立支援協議会等で医療的ケア児等の課題やニーズを協議し、医療的ケア児等が安心して利用できる障がい福祉サービス事業所等を拡充するよう取り組みます。

② 医療的ケア児等への支援体制の充実

医療的ケア児等の支援を行うため、関係部署及び関係機関が情報共有し、「にじいろネット」を中心とした地域の多職種の関係機関との連携強化を進め、支援者からの相談に応じるスーパーバイズ機能の活用を図りながら支援体制の充実に取り組みます。

③ 医療的ケア児等の保育所・幼稚園・認定こども園への受入体制の充実

「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」及び「医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、関係機関との情報共有を図りながら、医療的ケア児の円滑な受入れと適切なケアが継続して実施できる体制づくりに努めます。

④ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等とその家族に必要な支援について、多職種が協働できるよう支援の連携調整を図り、成長過程に応じた支援がスムーズにつながるよう、地域の計画相談事業所等におけるコーディネーターの配置を促進します。

③子育てを支援する受入体制の整備

【現状と課題】

- 児童福祉法の改正により、保育所及び放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入を一層推進することが求められるようになっていきます。また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、保育所等訪問支援を利用して保育所等の障がい児に発達支援を提供できる体制の構築が求められるようになり、その対象が乳児院・児童養護施設の障がい児に拡大されることとなりました。
- 本市の保育所・幼稚園・認定こども園においては、発達支援の必要な子どもに対し加配保育士や介助員、看護師を子どもの状況に応じて配置し、子どもが安心して過ごせる環境づくりを行っています。また、三重県立子ども心身発達医療センターとも連携しながら保育所や幼稚園等に定期巡回相談を行っているほか、各種研修によって職員の支援スキルの向上に努めています。

◆公立保育所における発達等に配慮が必要な子ども数及び加配職員の推移

(単位:人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
3歳未満	7	4	10	2
3歳	9	17	11	12
4歳	12	10	24	16
5歳	15	16	16	23
計	44	47	61	53
在籍園児	709	721	734	708
加配保育士	14	7	15	14
介助員	22	24	27	30
看護師	1	1	2	1

出典：子ども未来課(各年4月1日現在)

◆公立幼稚園における発達等に配慮が必要な子ども数及び加配職員の推移

(単位:人)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
3歳	3	6	6	7
4歳	8	7	9	10
5歳	9	8	0	10
計	20	21	15	27
在籍園児	277	237	220	188
加配保育士	0	1	1	1
介助員	10	10	10	12
看護師	1	1	0	1

出典：子ども未来課(各年4月1日現在)

【めざす姿】

障がい児の保育所等の利用・受入の体制が充実し、障がい児の子育ての支援が行われています。

【取組内容】

①障がい児の受入体制の充実

一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの受入れ体制の充実を図ります。

②障がい児の成長支援

すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。

④特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 障がい福祉に関わるアンケート調査で就学生活等において、困っていることについて尋ねたところ、「授業についていけない」が29.5%で最も高く、次いで「将来の自立に向けた知識・技術の習得ができない」が28.4%、「放課後・学校の休日に遊べる友達がいない」と「生活能力向上のための支援が不足している」が同率(22.7%)で続いています。
- 本市では就学指導の実施においては、保護者の思いや就学後に必要な支援を学校に伝え、特別支援学級での指導や通級指導を受ける児童・生徒全員に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成しています。
また、児童生徒や保護者から相談があった場合には校内委員会を開催して対応するとともに、必要に応じて特別支援教育コーディネーターがスクールカウンセラーや外部機関と連携・連絡を緊密に行えるよう、体制強化を図っています。
- 今後は、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、児童生徒一人ひとりに応じた具体的な支援が進むよう、校内体制を充実させ、子ども支援グループをはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、児童生徒や保護者の思いをくみ取り、的確に対応していけるよう、教職員の指導力の向上を図ることが必要です。
- 切れ目のない支援体制を実現するツールとして「にじいろのーと」の利用を進め、各関係機関との連携に活用されています。
- 学校内の授業交流や特別支援学校との交流等を充実するとともに、より一層のインクルーシブ教育を推進することが求められます。

【めざす姿】

発達障がいのある児童に対する適切な教育的支援により、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応えられる環境が整っています。

【取組内容】

①特別支援教育の充実

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、子どもの個々の課題解決に向け適切な支援を行うため、保育所・幼稚園等への巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。

②インクルーシブ教育の推進

すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築（支援体制の充実）をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組みます。

③進路選択と自立の支援

一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、にじいろの一との活用を図り、受入先の確保と定着に向け関係機関と連携した支援を行います。

3.自立した生活のできる体制づくり

(1)雇用・就業機会の確保と拡大

①就労準備支援の充実

【現状と課題】

- 障がい者が働くためには、安心して就労にチャレンジする環境が重要です。このため、個々の障がいの特性や能力に応じた支援として、就業前からの支援が求められます。
- 障がい福祉に関わるアンケート調査結果によると、働くために必要な支援について尋ねた質問では、「障がい特性にあった仕事内容や働き方の支援」(33.8%)が多く、各個人に適した支援が行える体制づくりが求められていると言えます。他、「仕事の体験ができる実習の場があること」(23.9%)や「上司や同僚の理解と協力があること」(21.7%)等の支援が希望されています。
- 本市では、障がい者の就労訓練及び就労の促進のために、市の施設において職場体験実習を行っています。(令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から中止) 今後は、事業の見直しを行い、一人でも多くの人々が一般就労につながるように職場体験実習の利用を促す取組が必要です。
- 障がい者雇用に関する相談窓口の周知については、リーフレットの配架や、亀山市雇用対策協議会での啓発説明会等を継続し行ってきました。事業者の障がい者雇用の取組が進んでいる一方で、雇用するにあたっての対応に悩む企業担当者も増えている状況です。
- 市の障害者総合支援事業において、相談者とのハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターへの連絡調整など、一般就労に向けた支援を行っています。

【めざす姿】

就労の促進に向けた情報提供等により、障がいのある人の経済的な自立に向けた就労の支援が行われています。

【取組内容】

①職場実習事業の活用促進

就労の促進や市職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、市の施設において障がい者職場実習事業を行います。

②ハローワーク等との連携による就労の促進

ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。

③一般企業への啓発や制度説明

障がい者雇用に取り組むにあたって、一般企業・事業者が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度、支援機関等について情報提供・啓発を行います。

②雇用の場の確保

【現状と課題】

- 障害者差別解消法の制定により、雇用分野においても障がい者の差別を禁止するための措置や合理的配慮の措置が求められるようになっていきます。
- 一般就労については、障がい者雇用に関する情報発信を行い、市内企業への働きかけを行っていく必要があります。亀山市雇用対策協議会を通じて一般就労を支援する機関の紹介を行い、障がい者雇用への理解と協力を呼びかけています。令和2年度は、ハローワークとの連携によって地元企業の就職面接会が総合保健福祉センターあいあいで開催されました。
- 障害者優先調達推進法では優先調達制度についての周知・活用を図ることが求められています。本市では障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、市内での物品等の障害者就労施設等から優先的な調達を推進しました。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響による受注の大幅減に対応するため、市内の各部署に優先的調達を呼びかけ、障害者就労施設等の仕事の確保につなげました。
- 福祉的就労については、就労移行支援事業所のアセスメントを参考に、将来的な就労の可能性も視野に入れながら、さまざまな就労支援をしていくことが必要です。
- 雇用や就労機会の創出のための取組の一つとしての農福連携事業の可能性について、関係機関と連携を図り、検討を進めていく必要があります。
- 亀山市においては必要な障がい者の雇用人数を満たしています。今後も、計画的な障がい者雇用に取り組めます。

【めざす姿】

多様な就労機会の確保を図ることにより、それぞれに合った就労を通して社会参加できる環境が整っています。

【取組内容】

①障がい者就労施設等への支援

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。

②企業における障がい者雇用の促進

企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。

③社会的事業所への支援

一般企業での就労が困難な障がい者が、障がいに配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所を支援します。

④農福連携による新たな雇用機会の創出

農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。

⑤市職員の障がい者雇用の推進

市における障がい者雇用は、障害者雇用促進法に基づき、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。

第4章 障がい者福祉に関する取組の展開

◆障がいのある人の求人状況（鈴鹿公共職業安定所管内）

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他
新規求職申込数(件)	140	60	194	18
紹介件数(件)	214	76	309	23
就職件数(件)	81	42	115	5
新規登録者数(人)	59	22	80	14
有効求職者数(人)	224	85	192	21
就業中の人(人)	612	323	316	16
保留中の人(人)	59	9	22	1

出典：鈴鹿公共職業安定所(平成29年3月31日)

◆市職員の障がいのある人の雇用状況の推移（市長部局）

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
算定基準労働者数(人)		317	316	322	320	550	548
障がい者 雇用人 数(人)	身体	7	6	8	8	11	14
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	2
雇用率(%)		2.21	1.90	2.49	2.50	2.00	2.92

出典：総務課(各年度実績)

◆市職員の障がいのある人の雇用状況の推移（病院事業部局）

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
算定基準労働者数(人)		90	92.5	91.5	112	125	114.5
障がい者 雇用人 数(人)	身体	3	1	1	1	1	1
	知的	0	0	0	0	0	0
雇用率(%)		3.33	1.08	1.09	0.89	0.80	0.87

出典：医療センター(各年度実績)

◆市職員の障がいのある人の雇用状況の推移（教育委員会部局）

		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
算定基準労働者数(人)		56	58	57	58	173.5	186
障がい者 雇用人 数(人)	身体	0	0	0	0	1	3
	知的	1	1	1	1	1	1
	精神	0	0	0	0	1	0.5
雇用率(%)		1.79	1.72	1.75	1.72	1.73	2.42

出典：教育総務室(各年度実績)

3.自立した生活のできる体制づくり

③就労定着に向けた支援

【現状と課題】

- 障害者総合支援法により、就業にともなう生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が平成30年度に新設されました。一般就労につながった障がいのある人に、就労定着支援事業の説明を行い、令和2年度中の就労定着支援事業の利用者は4人で、就労を定着させるために継続的に必要な支援を行っています。しかし、市内には、まだ就労定着支援事業所はなく、鈴鹿・亀山圏域においても1事業所があるのみです。障がい者が広く就労定着支援を利用するためには、新たな事業者の参入を促す必要があります。
- 厚生労働省は、精神障がいや発達障がいのある人が働きやすい職場づくりを促すことを目的として、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を全国で開催しています。本市としては、亀山市雇用対策協議会において、事業者と同講座の周知を行いました。市内においても同講座の活用がされる等、精神障がいや発達障がいのある人が働きやすい職場づくりに向け、継続的に取り組んでいます。
- 障がい福祉に関わるアンケート調査結果では、「現在の職場が希望どおりの就労条件ではない」と答えた方にどのような就労条件を希望するか質問したところ「職場における障がい者への理解と配慮があること」が44.7%で最も多い回答でした。
- 一般就労に移行・定着できるには、障がい者本人が自分の適性を知り、また、職場での障がい者の理解が進むことが必要です。今後も、職場実習事業や必要な情報提供を行い、各種支援機関や福祉施設等との連携を図りながら、引き続き取り組んでいきます。

【めざす姿】

障がいのある人が地域で安心して働き続けられるよう、関係機関と連携した総合的な就労の支援が図られています。

【取組内容】

①就労定着のための訪問・面談等の支援の充実

就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う就労定着支援サービス事業所の参入を促すとともに、就労定着支援サービスを活用し障がい者が仕事を継続できるよう支援します。

②就労に関する情報提供・相談体制の充実

障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。

(2) 自立生活のための環境整備

①障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 障害者総合支援法により、就労定着支援、自立生活援助、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスなどが新設されたほか、難病患者については、令和3年11月に対象疾病が361疾病から366疾病に見直されました。また、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備が求められています。
- 本市では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業について、各種サービスの充実に努め、自立を支えるための支援として、補装具作成・修理費用の支給や日常生活用具の給付、障がい者医療費の助成などを行うとともに、外出支援としての乗合タクシー事業実施（のりかめさん）、タクシー券の交付をはじめ、自動車燃料費や福祉移送サービスの提供など支援の幅が広がりました。今後も、自立した生活を送るためには、限りある財源の中で提供している多様なサービスの中から、その内容を見直しながら必要となるサービスを提供していくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、通所入浴サービスを自粛し入浴が十分にできていない重度障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供する等、コロナ対策により生じた課題について随時対応を行いました。
- 障がい福祉に関わるアンケート調査結果では、「サービスを利用して、不満に思ったことのあるサービスはありますか。」について、「不満に思ったサービスがある」は25.6%の一方で、「不満に思ったサービスはない」が74.4%と一定の評価を得ています。今後も、障がい者が置かれている状況や相談内容に応じて適切な支援ができるよう、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関と広域支援のネットワークを構築し、必要なサービスの提供と質の向上が求められます。
- 障がいの有無にかかわらず、だれもが自由に情報の受発信やアクセスができる社会を構築する「情報アクセシビリティ」の向上が求められています。本市では、市役所窓口における手話通訳者によるコミュニケーション支援、手話通訳者の派遣による意思疎通支援事業を行いました。社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が求められている中、一人ひとりの障がいに応じた多様な手段による情報提供を行うとともに円滑なコミュニケーション向上に努める必要があります。

【めざす姿】

個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量が確保されることにより、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した社会生活が送れています。

【取組内容】

①自立を支えるサービスの充実

障がい者のニーズを把握し、限りある財源の中で生活を支援する新たなサービスの検討を行い、既存のサービスを見直しつつ、障がい者の自立に向けたサービスの充実に図ります。

②情報提供・コミュニケーション支援の充実

DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変革等を踏まえ、障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実に図ります。

③難病のある人への支援の充実

地域で安心して暮らせるよう補装具や日常生活用具の給付のほか、障がい福祉サービスの利用方法に関する情報提供に努めるとともに、難病のある人やその家族の日常生活における相談を必要に応じて県難病相談支援センターにつなげ適切な支援の提供を図ります。

④居住環境の整備

グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後の備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備を進めます。

②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【現状と課題】

- 道路や公園など、公共空間の整備においてバリアフリー化を進めるとともに、「亀山市交通バリアフリー構想」に基づき公共交通におけるバリアフリー化を進めています。また、投票所のバリアフリー化を施設管理者に依頼するとともに、選挙公報の点字版と音声版を準備し、障がいの有無にかかわらず投票できるように努めるとともに、バリアフリーに配慮した民間住宅を借上げ、公営住宅として、安全で快適に暮らせる環境づくりに取り組んでいます。
- 施設建築物及び公共施設（市庁舎・道路・駅前広場）や歩道新設整備等、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備等を進めています。
- 障がい福祉に関わるアンケート調査結果では、「外出にあたり困ったり、不便に感じたこと」について、「障がい者に配慮した設備が不十分である」が14.4%、「気軽に利用できる移送手段が少ない」が13.7%、道路、建物の段差や電車、バスなどの乗り降りがたいへん」が11.9%、となり、改善が求められています。ユニバーサルデザインの視点に立って、市民参加の機会が妨げられることのないようあらゆる場面での合理的配慮に努める必要があります。
- ユニバーサルデザインについて市民に周知するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った情報発信に努めています。今後も様々な人に情報が行き届くよう、情報発信の充実が必要です。
- 新図書館整備におけるユニバーサルデザインの配慮について、障がい当事者などから意見を聴取しました。今後も視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施など読書バリアフリー法の視点に立ったサービスを進める必要があります。

【めざす姿】

施設面の整備及びユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を進めることにより、誰もが安全で快適に暮らし、障がいのある人も積極的に社会に参加する姿がみられます。

【取組内容】

① 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進

亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮します。

② 障がい者に配慮した市営住宅の整備

障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。

③ ユニバーサルデザインの普及啓発

県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。

④ 必要な情報を得られる情報発信

障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組みます。

⑤ 読書バリアフリーの推進

視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施のほかアクセシブルな書籍等を充実し、量的拡充を図るなど読書バリアフリー法の視点に立ったサービスを進めます。また、アクセシブルな電子書籍の導入のしくみづくりを進めます。

※アクセシブルな書籍

点字図書、録音図書、大活字本、LLブックなど

③防災・安全対策の充実

【現状と課題】

- 障がい福祉に関わるアンケート調査によると、「台風や地震などの災害時に、一人で避難できますか。」の質問について、「できる」が40.0%に対して、「できない」が40.2%、「わからない」が19.8%の回答結果であり、障がい者の6割の方が災害時の避難について不安を感じています。また、「台風や地震などの災害が発生した時、何が不安ですか。」については、「大勢の人の中で避難所生活することに不安がある」という回答が60.3%で一番高く、続いて「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」52.7%となっています。障がい者の多くが、災害時の避難生活について不安に思っていることが分かります。
- 市では、災害発生時において地域等が避難行動要支援者への支援を適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いすを利用した訓練の実施に際して支援しています。一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響で総合防災訓練は2年連続して中止となっている中、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、非常時に対応できる体制準備等の取組が必要とされています。
- 備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した備蓄品の追加や数量について検討を行いました。市が公助の範囲で準備すべき備蓄品の品目及び数量等の整理が必要です。
- 災害に対する備えとして、市内の7か所の福祉避難所協定事業所に福祉避難所マニュアルのひな型を提供し、各福祉避難所に応じたマニュアルが整備されました。今後、新型コロナウイルス感染症対策にも対応した運営マニュアル改訂や防災訓練、備蓄品準備啓発を定期的に行う必要があります。
- 今後は、災害時の障がい者への情報伝達手段を確保する方法を検討するとともに、引き続き避難行動要支援者の登録を進めていきます。地域において災害時に障がい者の方が安心して福祉避難所に避難できるための体制整備や避難訓練を行い、実効性のある対策を行っていく必要があります。

【めざす姿】

防災対策の充実が進み、障がいのある人の地域における安心・安全な暮らしにつながっています。

【取組内容】

①防災知識に関する情報提供の充実

災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。

②災害時の要支援者対策の推進

大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画を作成するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。

③福祉避難所等の充実

災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が安心して避難できる福祉避難所等の充実を図り、福祉避難所への物資等を供給する体制の強化や感染症対策に対応した避難所設置運営に努めます。

④福祉避難所協定事業所との連携

災害時に特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所協定事業所との連携を図ります。

④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)

【現状と課題】

- 成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。そこで、成年後見制度利用促進法では、成年後見制度の利用の促進にかかる施策の総合的推進が求められています。
- 成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市(津市、鈴鹿市、亀山市)が参加した連絡会において、裁判所との連携を含めた情報共有を行い、県の成年後見制度利用促進市町支援事業を活用し、県弁護士会・県司法書士会・リーガルサポート三重支部・県社会福祉士会との意見交換や、健康福祉部職員・社会福祉協議会の職員を対象として、「求められる中核機関のあり方」と題した研修会を開催しました。弁護士等の専門職後見人の助成制度が浸透しつつある中、親族後見人等には引き続き周知が必要です。
- 社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業(三重県社会福祉協議会委託事業)を実施し、平成24年度は対象者14人であったものが、令和2年度は28人となり、2.0倍と増えています。令和2年度の事業実施件数は全体で883件、そのうち、障がいのある人の利用は、延べ675件ありました。
- 高齢者の増加等を背景として、こうした権利擁護を必要とする人が増加することが見込まれるとともに、対象となる人が潜在化していると考えられることから、障がい者への虐待防止を啓発し、関係機関と連携しつつ対応していく必要があります。

◆日常生活自立支援事業の対象者等数の推移(障がい者関係分) (単位:人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
生活支援員	13	12	12	12	12
障がい者担当	12	12	12	12	12
対象者	43	47	42	38	38
障がい者人数	30	31	29	28	28

出典：社会福祉協議会(各年度実績)

【めざす姿】

成年後見制度の利用が進むとともに、関係機関との連携強化により、権利擁護支援が必要な人が安心して生活しています。

【取組内容】

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを構築します。

②成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の積極的な情報提供を行い、報酬助成の拡大を図る等、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりについて協議を進めます。

③日常生活自立支援事業の充実

判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。

④虐待防止による権利利益の擁護

関係各課、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。

第5章 計画の推進にあたって

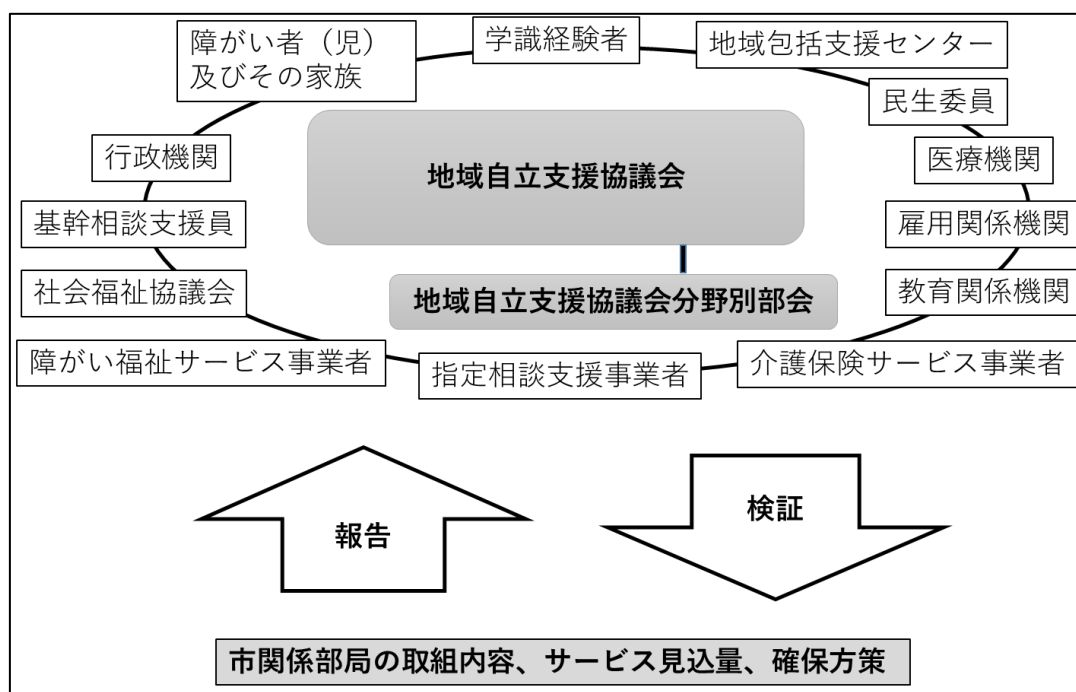
1. 計画の進行管理

(1) 計画の周知・啓発

本計画は、市ホームページ等を通じて、市民に周知・啓発を行います。

(2) 計画の推進・評価

進行管理は、市関係部局の取組内容、サービス見込量、確保方策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、進捗状況の確認を行うこととし、その結果を亀山市地域自立支援協議会及び亀山市地域自立支援協議会分野別部会に報告し検証を行うものとしします。



(3) 関係機関等との連携

障害者施策の推進にあたっては、地域、福祉、医療、保健、教育、労働などの各分野との連携を深め、情報等を共有し、総合的かつ、計画的に取り組むこととし、地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関によるネットワークの強化を図り、障害者福祉に関する課題への対応を行うものとしします。

(4) 障がい福祉圏域での連携

必要な障がい福祉サービス量を確保するため、鈴鹿亀山圏域において情報を共有し、圏域内の関係機関との連携を行いつつ、供給体制の整備を図ることとします。

圏域内の関係機関との連携の場

障害者総合相談支援事業

- ・ 相談支援事業所担当者連絡会
- ・ 暮らしを支える事業所担当者連絡会
- ・ 就労支援事業所担当者連絡会
- ・ 精神保健担当者連絡会
- ・ 障害児通所支援事業所担当者連絡会

入所調整会議

アウトリーチ事業

地域移行・地域定着ワーキング

(5) 公表

進捗状況等については、市ホームページ等にて公表します。

アンケート調査結果

アンケート調査結果

1. 亀山市の障がい福祉に関するアンケート調査について

①調査の目的

障がいのある方々の障がい福祉サービス、障がい児通所支援の利用実態や、障がい福祉に関する意識、意向などをお聞きし、第2次障がい者福祉計画の見直し及び施策推進にあたっての基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

②調査の設計

- 調査対象者 障がい者：各種障害者手帳所持者、障がい福祉サービス利用者
障がい児（18歳未満）：各種障害者手帳所持者、障がい児通所支援利用者
- 調査方法 調査票による記入方式、郵送配付・郵送回収（聴覚・言語機能障がい者の一部は手話通訳による聞き取りを実施）
- 調査期間 令和3年6月15日（発送日）～令和3年6月30日（締切日）
※最終的には、7月12日到着分まで受付
※調査基準日は令和3年6月1日

③回収結果

調査区分	配布数	回収数	有効回収数	回収率
障がい者	2,203	1,287	1,282	58.2%
障がい児	207	122	122	58.9%

調査結果について

割合はすべてパーセントで示しましたが、小数点以下第2位で四捨五入しているため、パーセントの合計が100.0にならない場合もあります。また、複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、有効回答数に対して、それぞれの選択肢の回答割合を示しています。そのため、合計が100.0を超える場合があります。

なお、クロス集計については、クロスする側の属性について「不明」（無回答、無効回答等）の欄を表記していませんが、「全体」にはこれらの回答数も含まれます。

2. アンケート調査結果のポイント

アンケート調査結果のうち、計画全体の課題にかかわるものを「調査結果のポイント」として抜粋します。

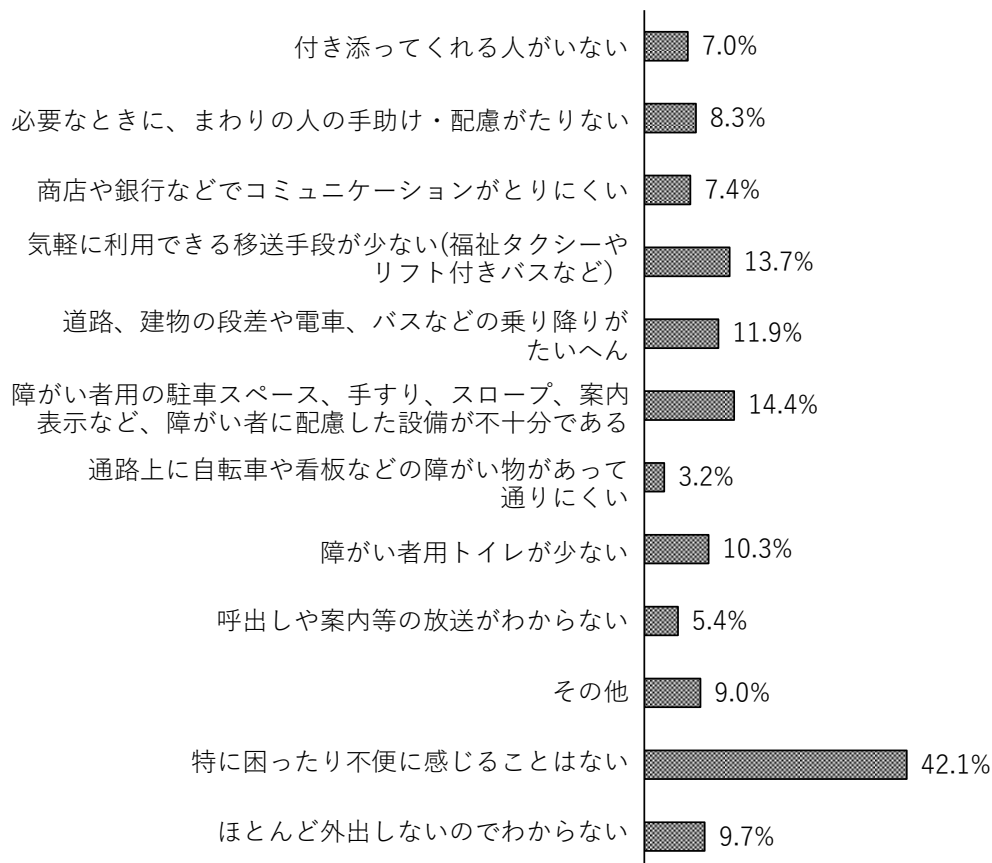
また、調査結果のうち、各施策に関するものは「第4章 障がい者福祉に関する取組の展開」の中で使用したのも掲載しています。

①生活について

外出にあたり困ったり、不便に感じたことはありますか。【N=1,194】

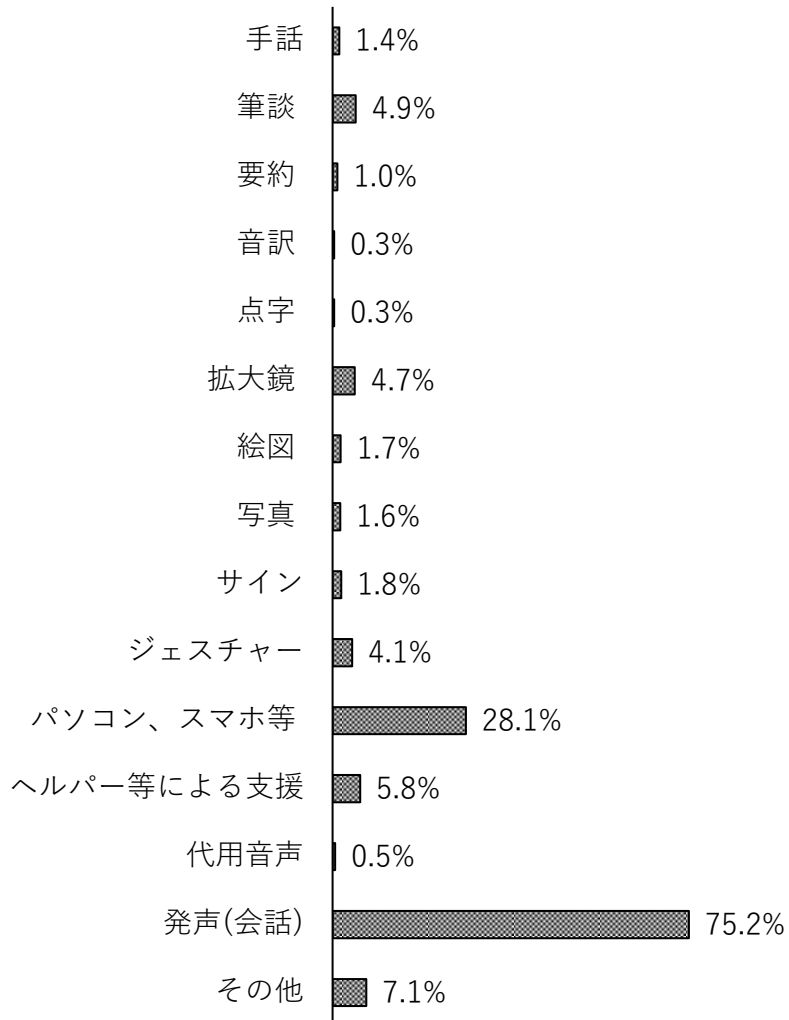
困ったり、不便に感じたこととしては、「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」が14.4%で最も高く、次いで「気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉タクシーやリフト付きバスなど)」が13.7%、「道路、建物の段差や電車、バスなどの乗り降りがたいへん」が11.9%で続いています。一方、「ほとんど外出しないのでわからない」は9.7%となっています。

「特に困ったり不便に感じることはない」が42.1%で最も高くなっています。



あなたは、日常のコミュニケーションは何を用いて行っていますか。【N=1,147】

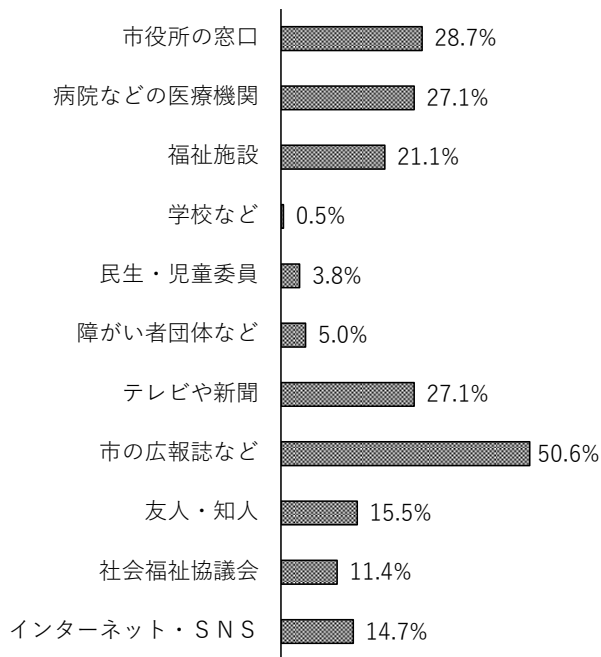
「発声(会話)」が75.2%で最も高く、次いで「パソコン、スマホ等」が28.1%が続いています。その他のコミュニケーション手段は回答が分散しています。



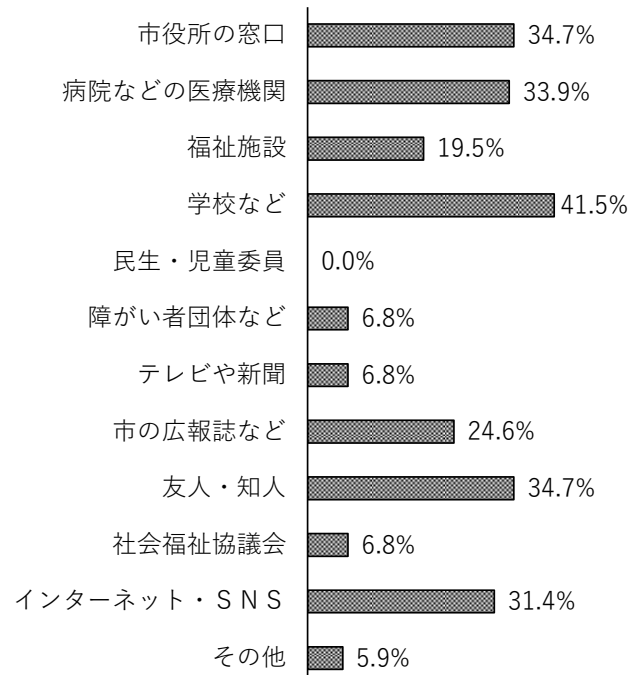
あなたやご家族の方は、市政や障がい福祉サービスに関する情報をどこで(どこから)得ていますか。【N(障がい者)=1,227】【N(障がい児)=118】

障がい者へのアンケートは、「市の広報誌など」が50.6%で最も高く、次いで「市役所の窓口」が28.7%、「病院などの医療機関」と「テレビや新聞」が同率(27.1%)で続いています。障がい児では、「学校など」が41.5%で最も高く、次いで「市役所の窓口」と「友人・知人」が同率(34.7%)で続いています。以下、「病院などの医療機関」が33.9%、「インターネット・SNS」が31.4%で続いています。一方、「民生・児童委員」は0%となっています。

障がい者

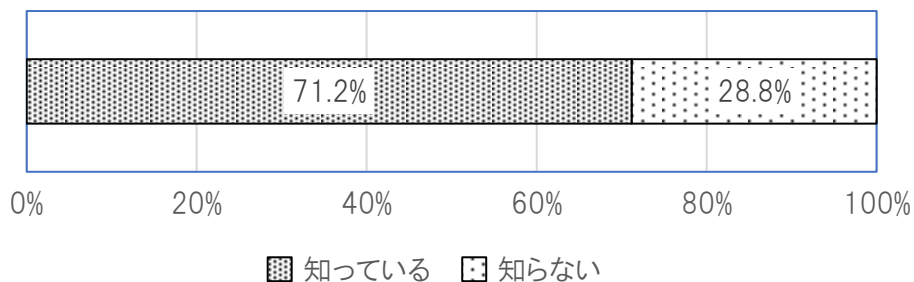


障がい児



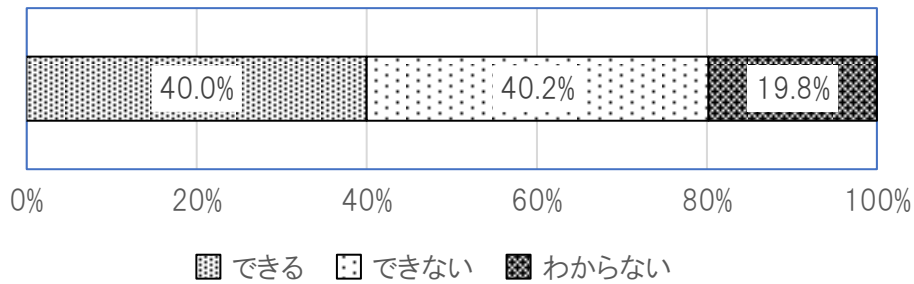
あなたは、台風や地震などの災害時にご自分が避難する最寄りの「指定避難所」がどこにあるのかを知っていますか。【N=1,258】

「知っている」が71.2%を占めており、「知らない」は28.8%となっています。



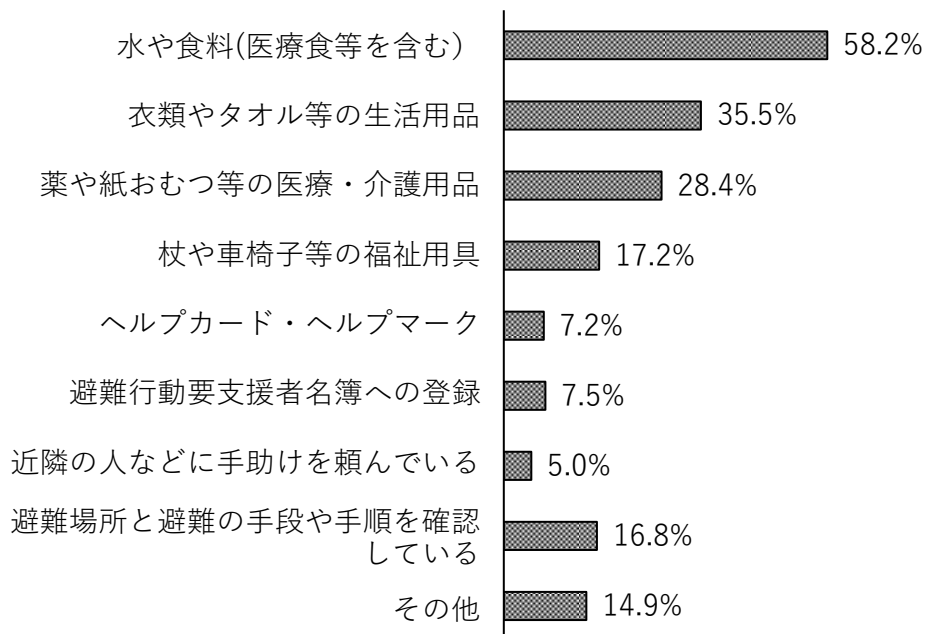
あなたは、台風や地震などの災害時に、一人で避難できますか。【N=1,270】

「できない」が40.2%、「できる」が40.0%と、ほぼ同率となっています。



台風や地震などの災害時に備え、準備しているものはありますか。【N=1,097】

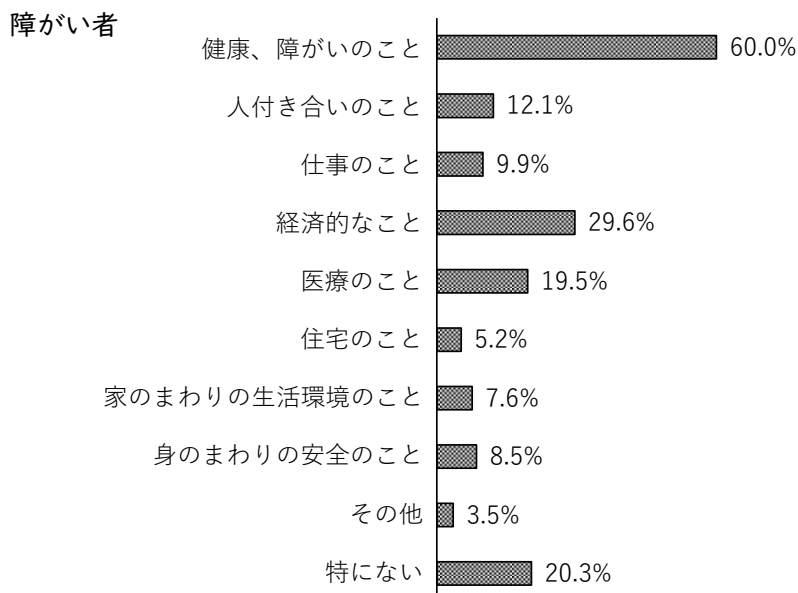
「水や食料(医療食等を含む)」が58.2%で最も高く、次いで「衣類やタオル等の生活用品」が35.5%、「薬や紙おむつ等の医療・介護用品」が28.4%が続いています。



②不安・悩みについて

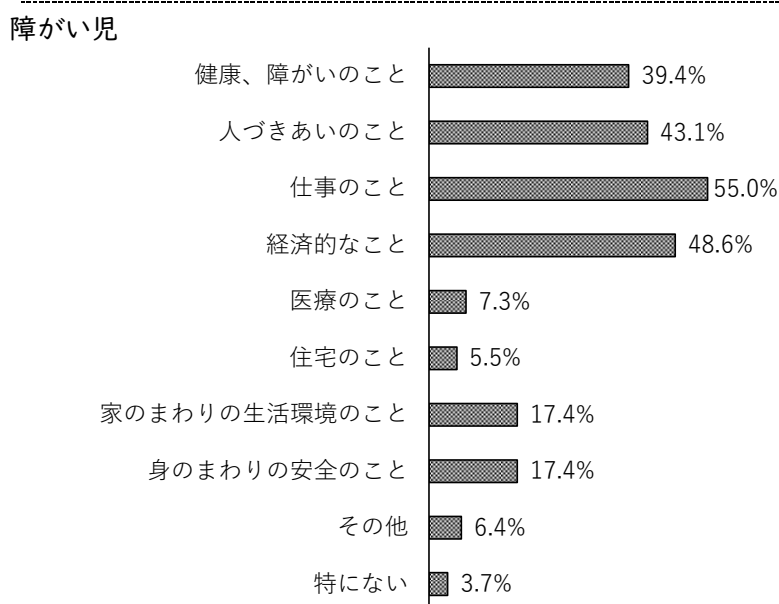
あなたが、現在、特に不安に感じていることは何ですか。【N=1,112】

不安に感じていることとしては、「健康、障がいのこと」が60.0%で最も高く、次いで「経済的なこと」が29.6%、「医療のこと」が19.5%で続いています。一方、「特にない」は20.3%となっています。



お子さまの将来に向けて、あなたが特に不安に感じていることは何ですか。
【N=109】

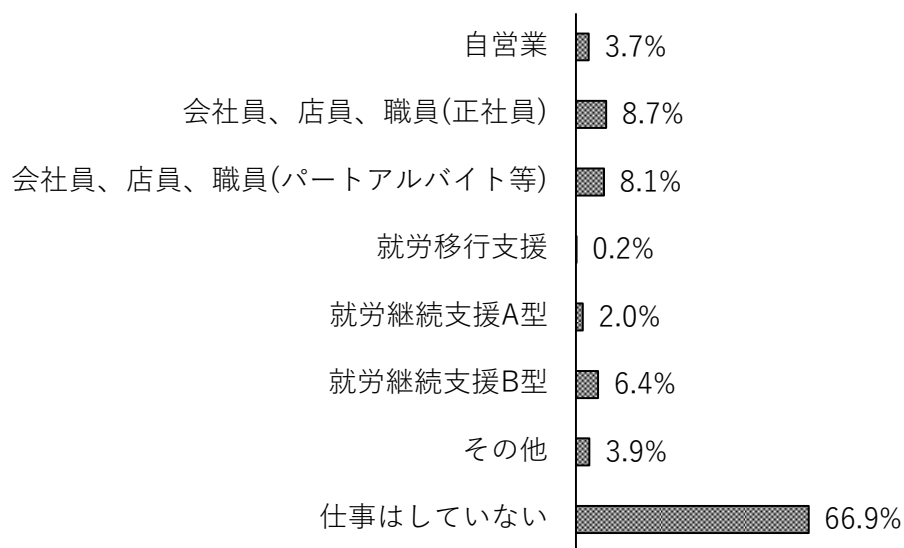
「仕事のこと」が55.0%で最も高く、次いで「経済的なこと」が48.6%、「人づきあいのこと」が43.1%で続いています。一方、「特にない」は3.7%となっています。



③就労について

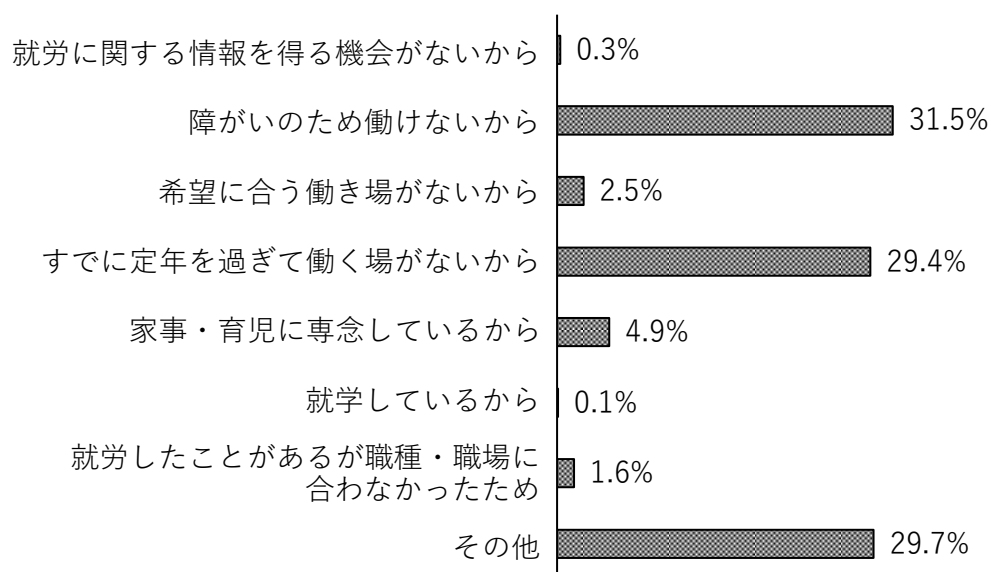
あなたは、現在はどのような仕事をしていますか。【N=1,203】

「仕事はしていない」が66.9%で最も高く、次いで「会社員、店員、職員(正社員)」が8.7%、「会社員、店員、職員(パートアルバイト等)」が8.1%が続いています。



あなたが、現在、仕事をしていない理由は何ですか。
【N(仕事をしていない人=734)】

「障がいのため働けないから」が31.5%で最も高く、次いで「その他」が29.7%、「すでに定年を過ぎて働く場がないから」が29.4%が続いています。



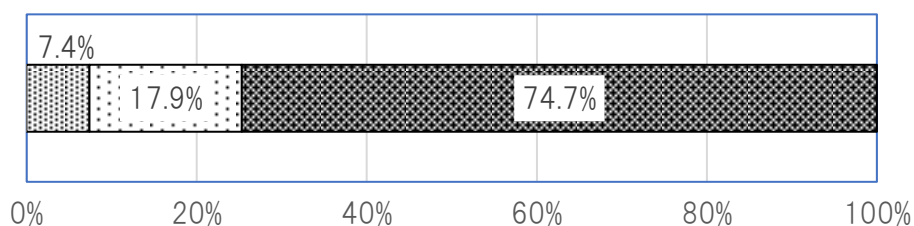
④合理的配慮について

あなたは、「合理的配慮」について知っていますか。

【N(障がい者)=1,087】 【N(障がい児)=119】

「知らない」が74.7%を占めています。「聞いたことはあるが内容までは知らない」が17.9%、「知っている」は7.4%となっています。

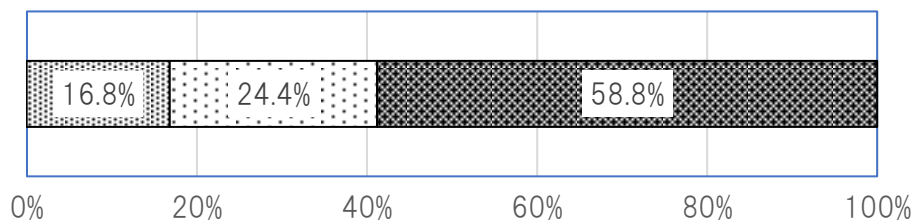
障がい者



■ 知っている □ 聞いたことはあるが内容までは知らない ■ 知らない

障がい児

「知らない」が58.8%と過半数を占めています。「聞いたことはあるが内容までは知らない」が24.4%、「知っている」は16.8%となっています。



■ 知っている □ 聞いたことはあるが内容までは知らない ■ 知らない

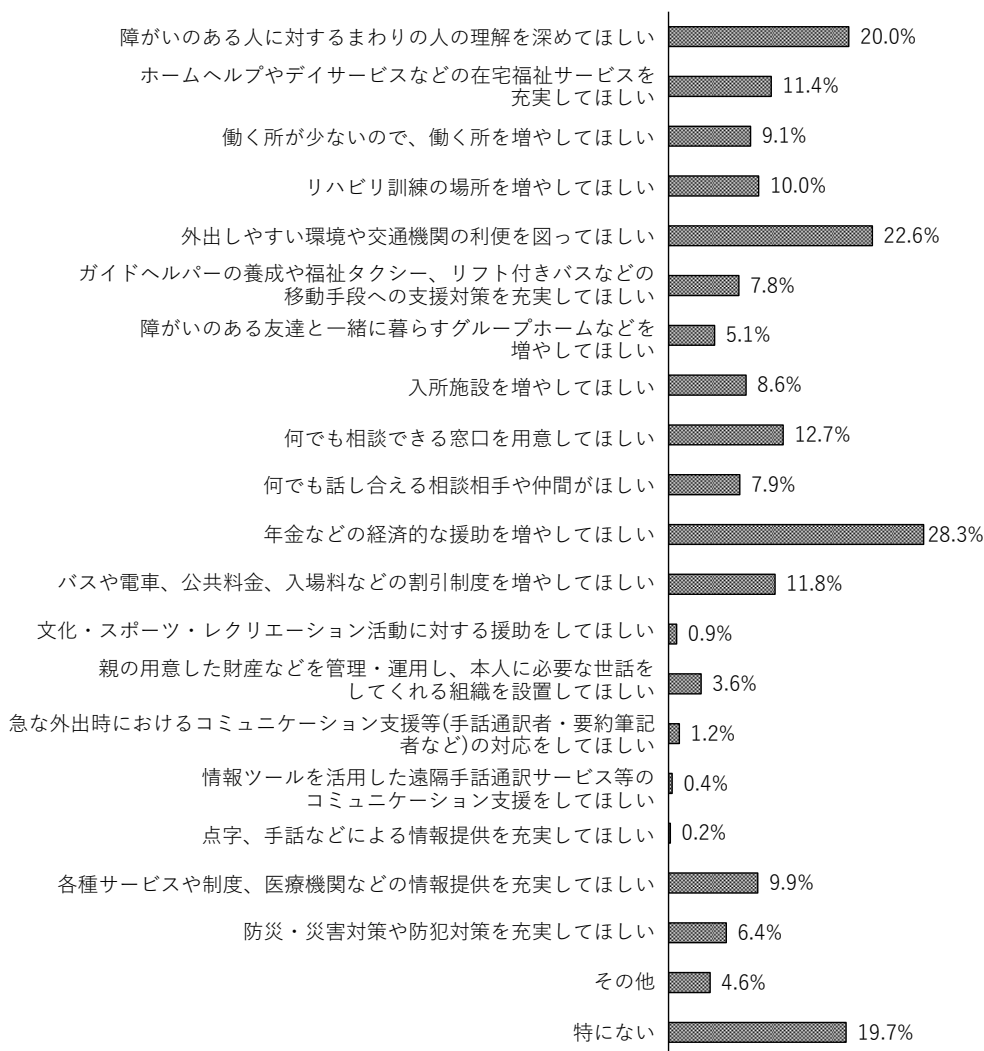
⑤暮らしやすくなるために望むことについて

あなたが、暮らしやすくなるために、特に望むことはどのようなことですか。

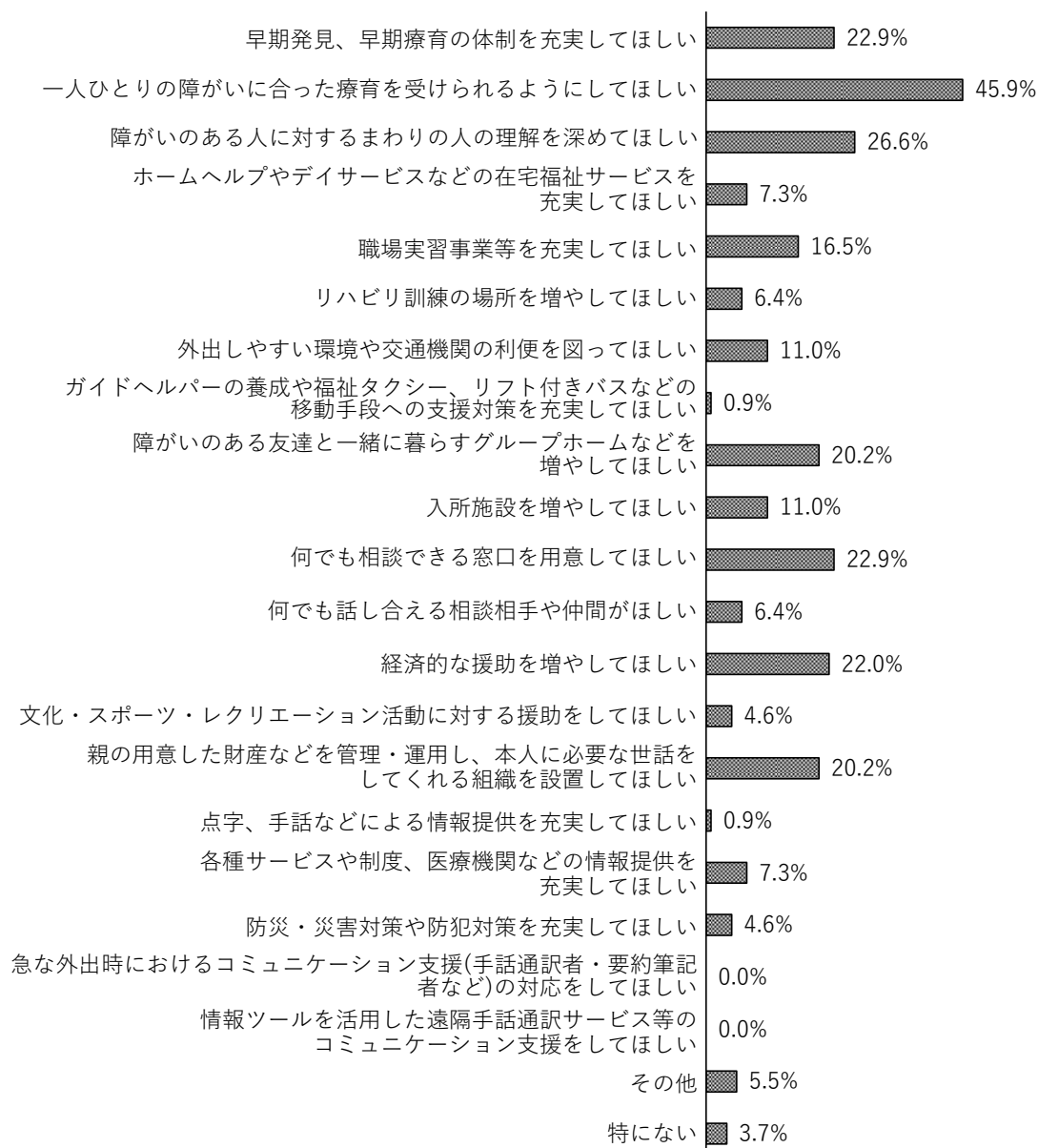
【N(障がい者)=1,073】【N(障がい児)=109】

障がい者の回答は、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が28.3%で最も高く、次いで「外出しやすい環境や交通機関の利便を図ってほしい」が22.6%、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が20.0%で続いています。一方、障がい児については、「一人ひとりの障がいに合った療育を受けられるようにしてほしい」が45.9%で最も高く、次いで「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が26.6%、「早期発見、早期療育の体制を充実してほしい」と「何でも相談できる窓口を用意してほしい」が22.9%で続いています。

障がい者



障がい児

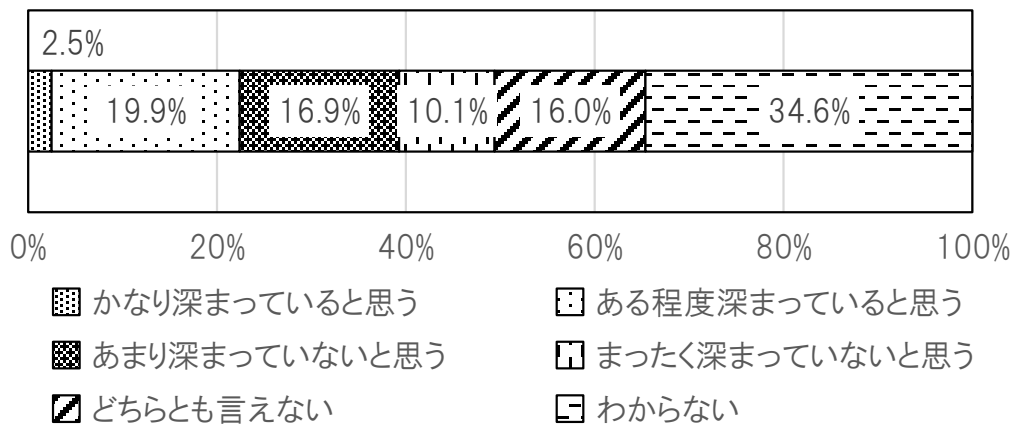


⑥第4章 障がい者福祉に関する取組の展開に使用したアンケート調査結果

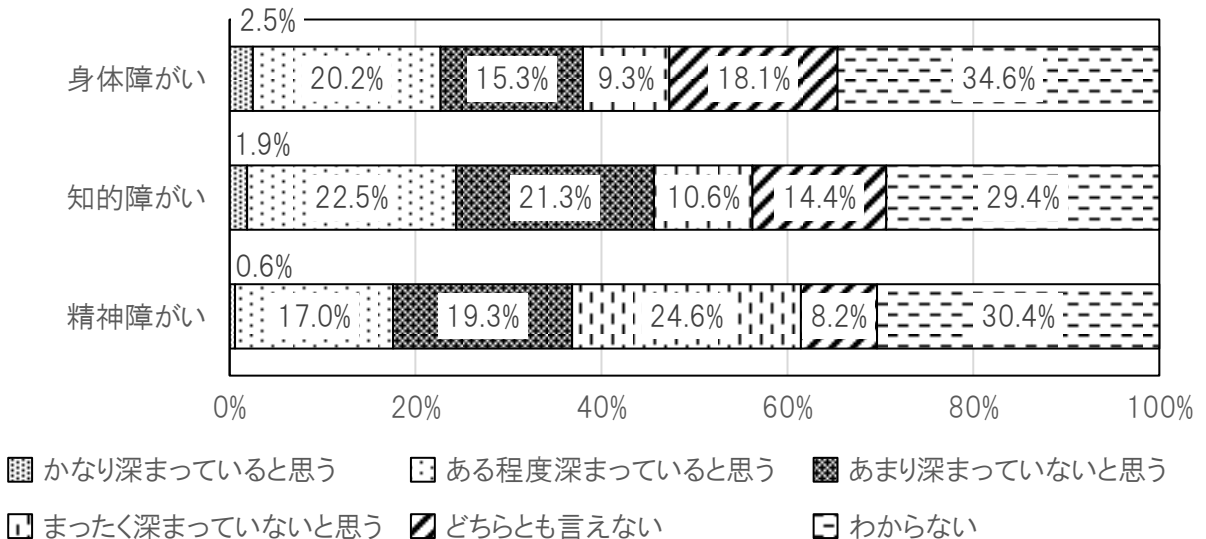
基本目標1-実施目標(1)-施策の方向③

ひきこもり状態にある人への支援の推進

あなたは、障がいに対する地域内での理解について、どのように感じていますか。
【N=1,136】

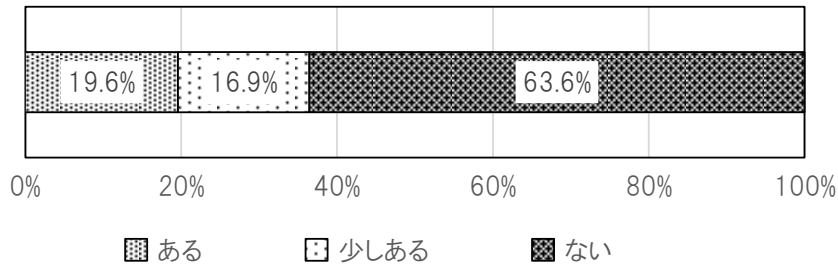


障がい種別クロス集計



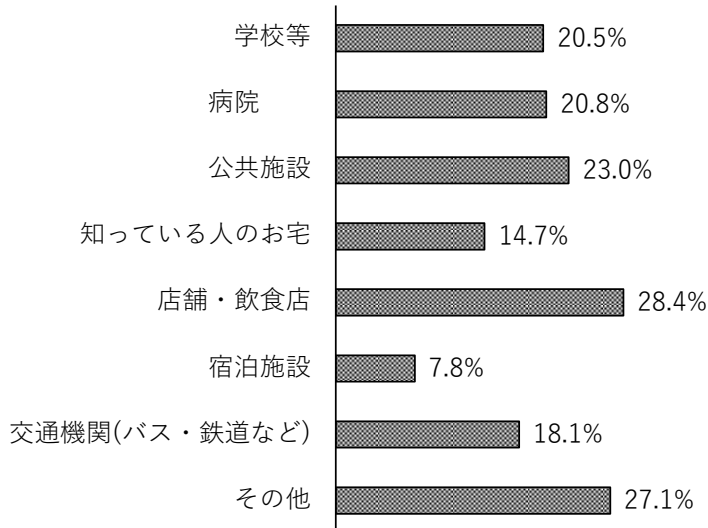
障がい者差別解消に向けた取組の推進

あなたは、障がいがあることで差別を感じたり、いやな思いをする(した)ことがありますか。【N=1,161】

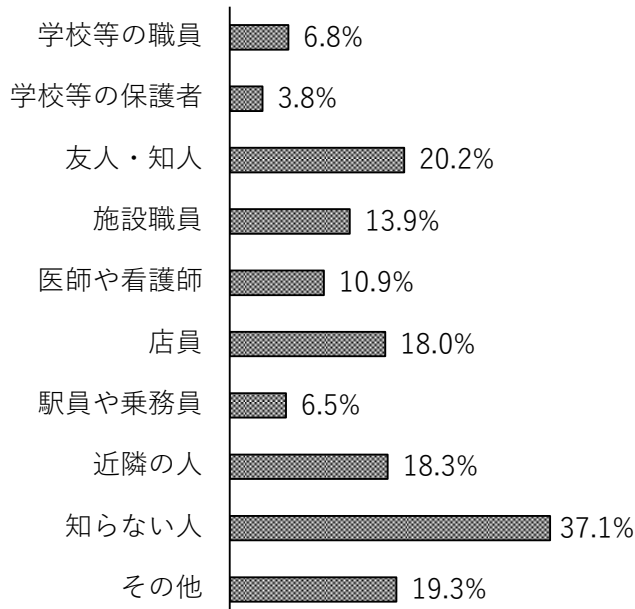


それは、どこで、誰からですか。それぞれについてお答えください。

①どこで【N=409】

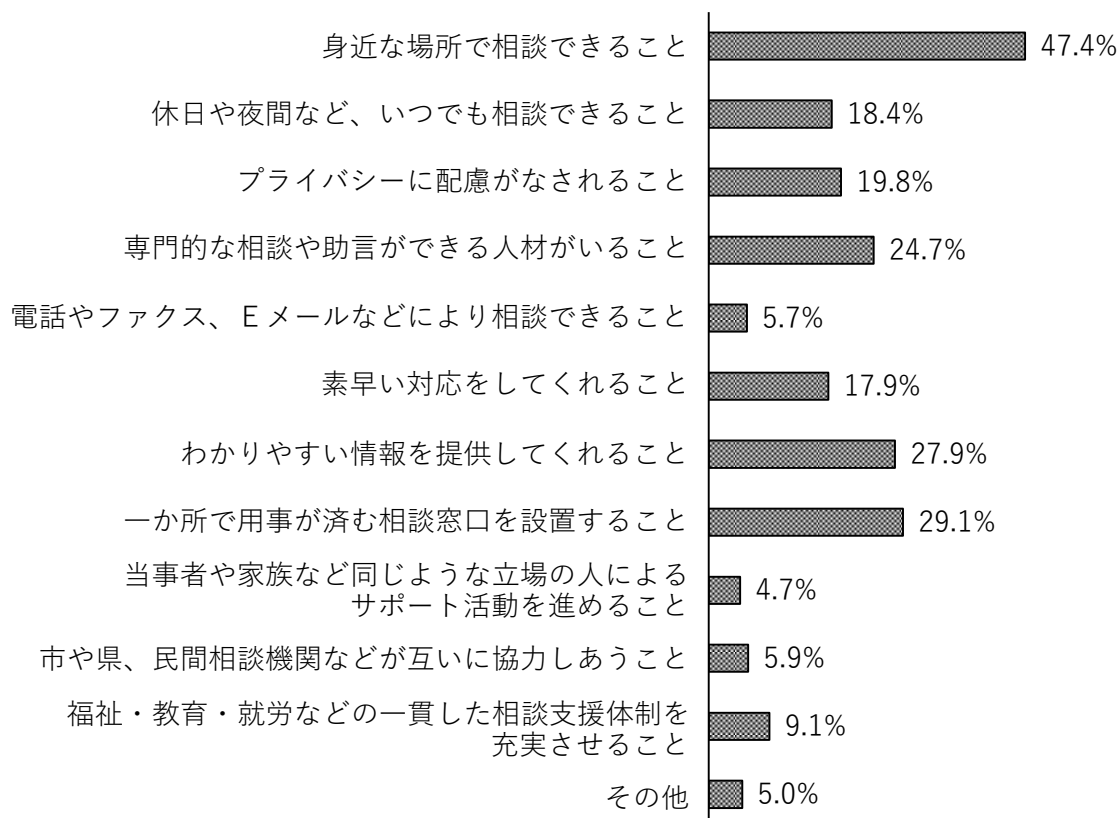


②誰から【N=367】



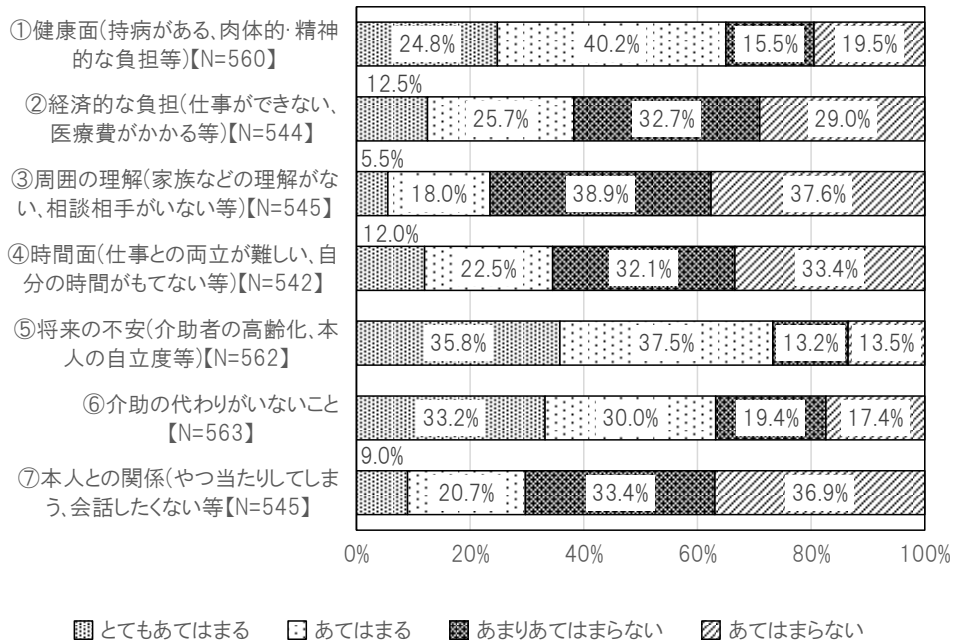
総合相談窓口の設置

障がいのある方への相談支援を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。【N=987】(3つまで回答)



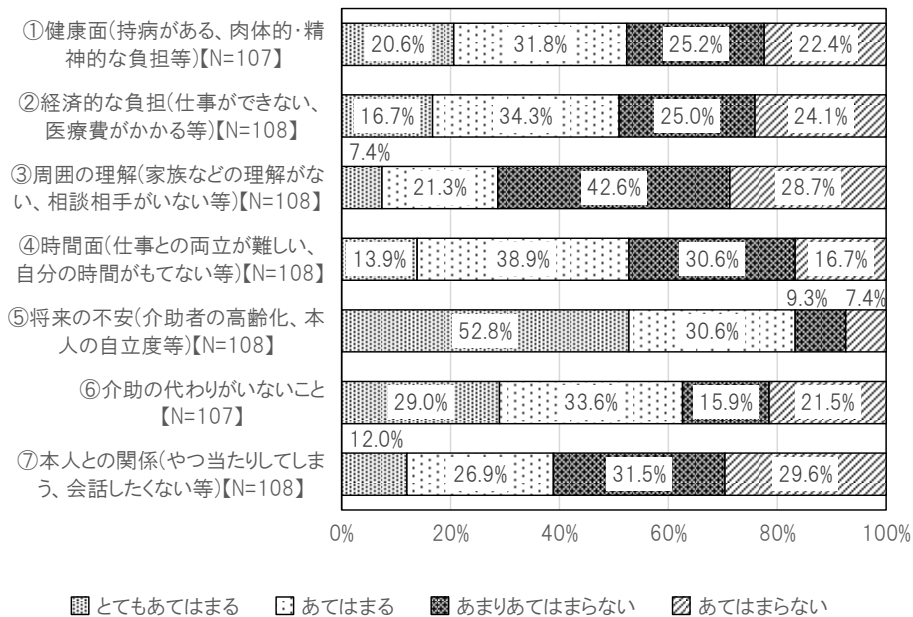
障がいのある人の家族支援

「主に介助する人」が、困っていることについて教えてください。



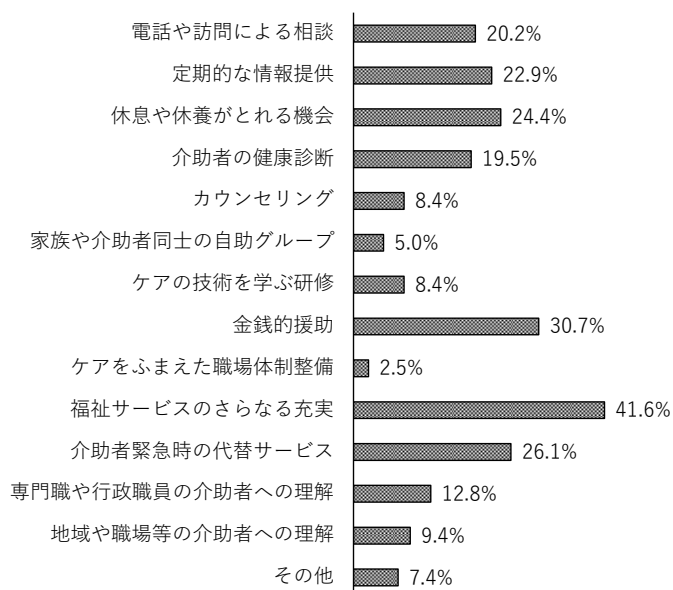
※障がい者の介助者(配偶者、母、父、子、孫、ホームヘルパー、施設職員、その他)

お子さまを介助する中で困っていることについて教えてください。



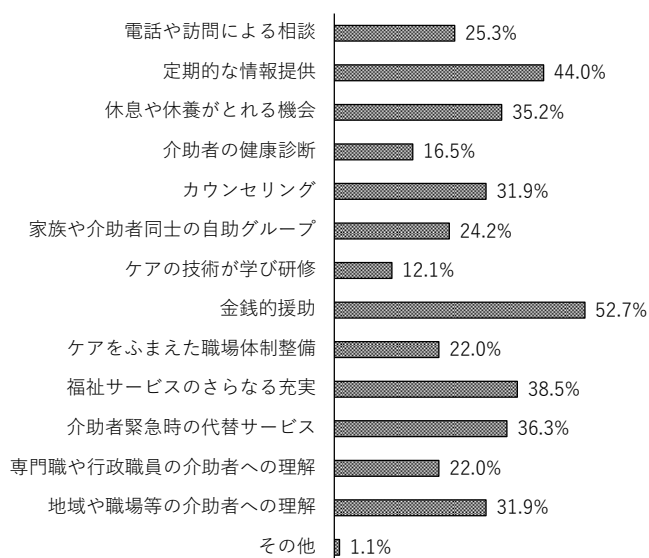
※障がい児の介助者(母、父、祖父、祖母、その他)

「主に介助する人」が望まれる支援について教えてください。【N=524】



※障がい者の介助者（配偶者、母、父、子、孫、ホームヘルパー、施設職員、その他）あてはまるものすべて選択

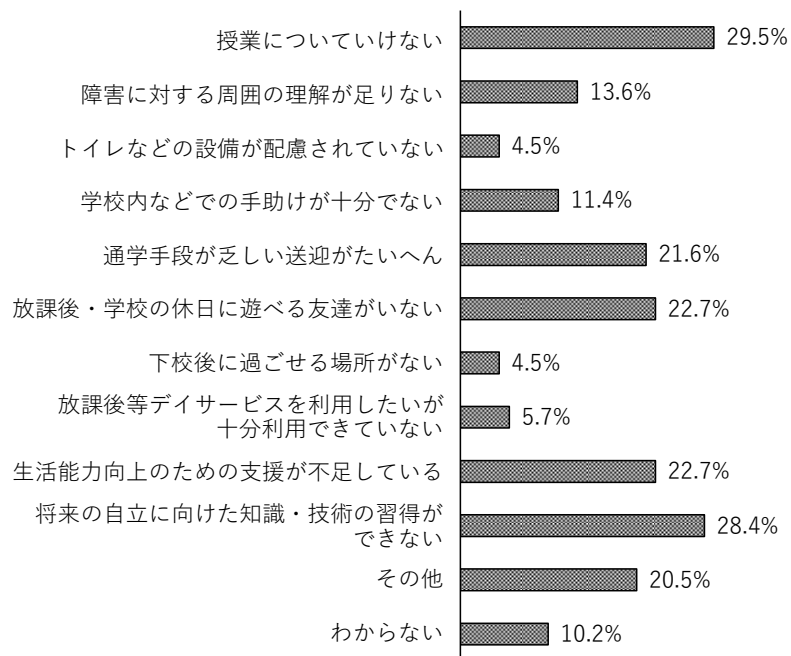
「主に介助する人」が欲しい支援について教えてください。【N=91】



※障がい児の介助者（母、父、祖父、祖母、その他）あてはまるものすべて選択

特別支援教育の充実

お子さまの就学生活等において、困っていることについてお聞きします。【N=88】

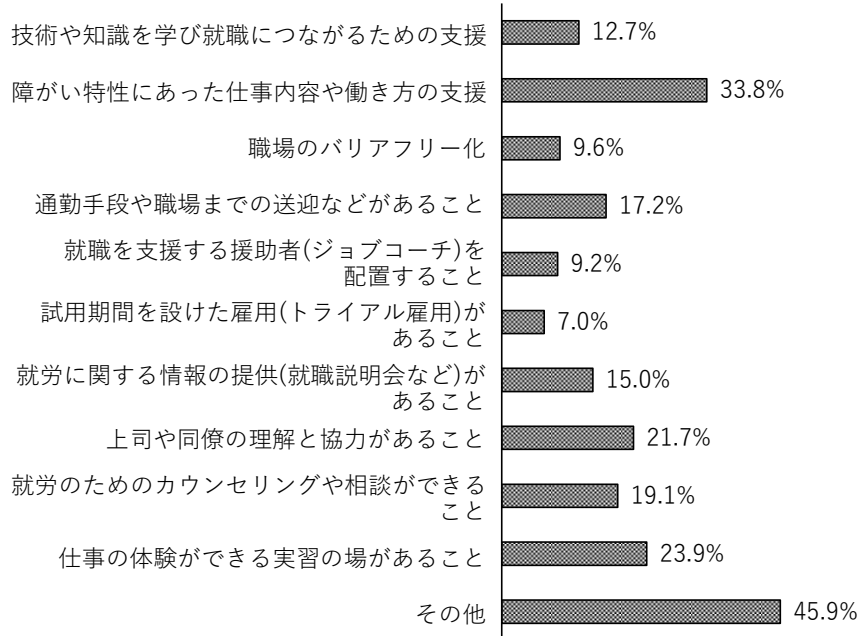


※障がい児の介助者（父、母、祖父、祖母、その他）

基本目標 3-実施目標(1)-施策の方向①

就労準備支援の充実

あなたが働くために、どのような支援を希望しますか。【N=314】

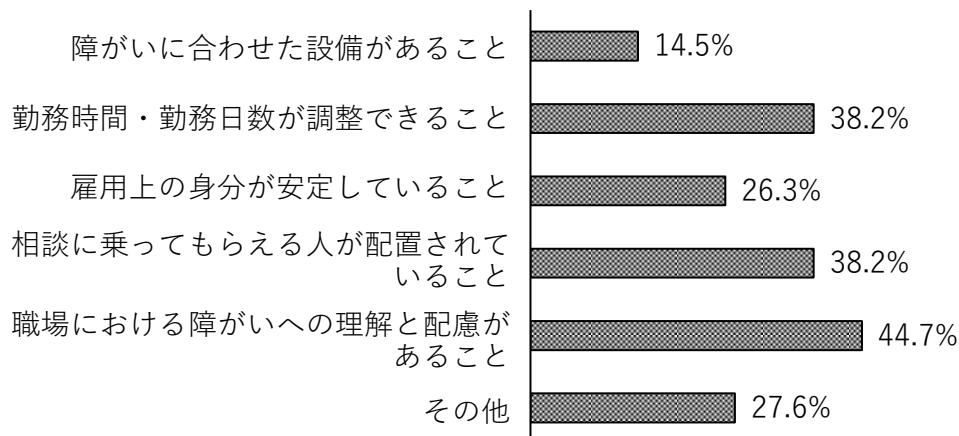


※現在仕事をしていない人の回答

基本目標 3-実施目標(1)-施策の方向③

就労定着に向けた支援

あなたは、どのような就労条件を希望しますか。【N=76】

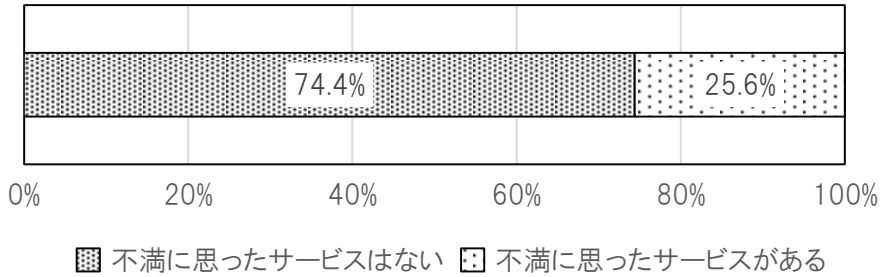


※現在仕事をしていて希望どおりの就労条件ではない人の回答

基本目標 3-実施目標(2)-施策の方向②

障がい福祉サービスの充実

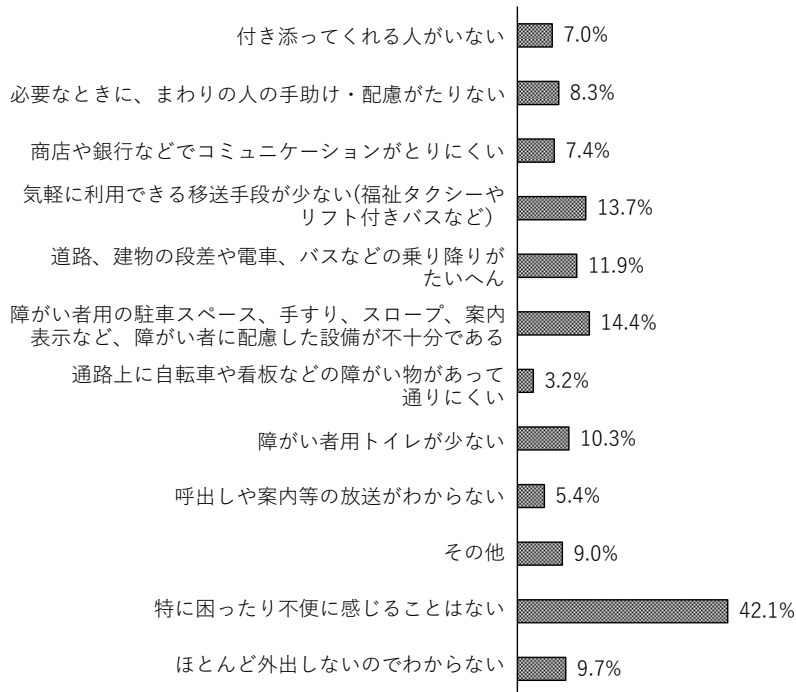
サービスを利用して、不満に思ったことのあるサービスはありますか。【N=399】



基本目標 3-実施目標(2)-施策の方向②

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

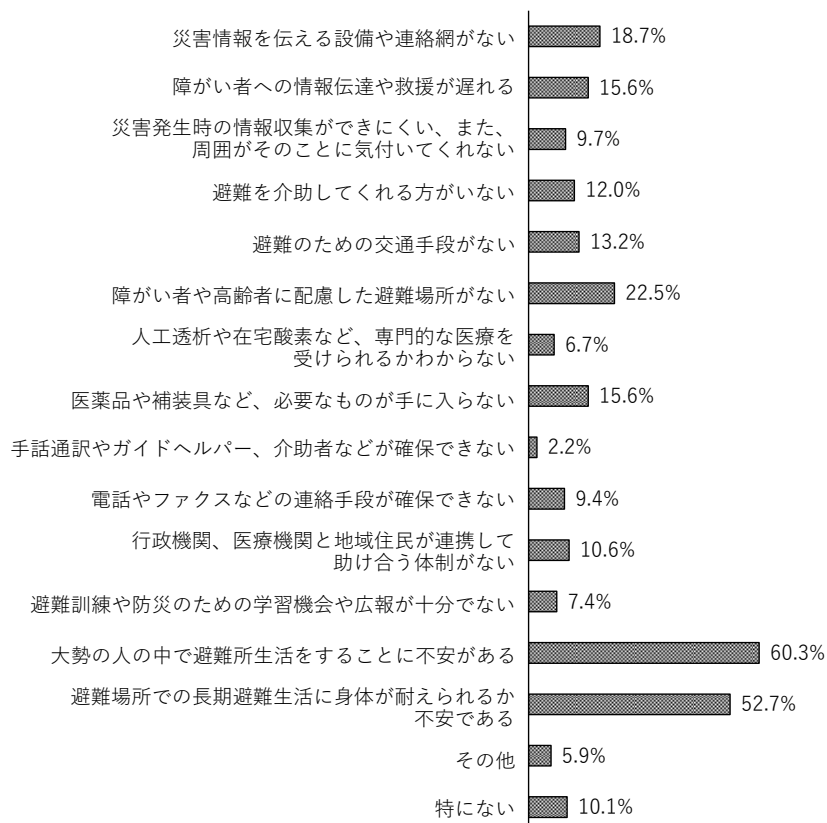
外出にあたり困ったり、不便に感じたことはありますか。【N=1,194】



基本目標 3-実施目標(2)-施策の方向③

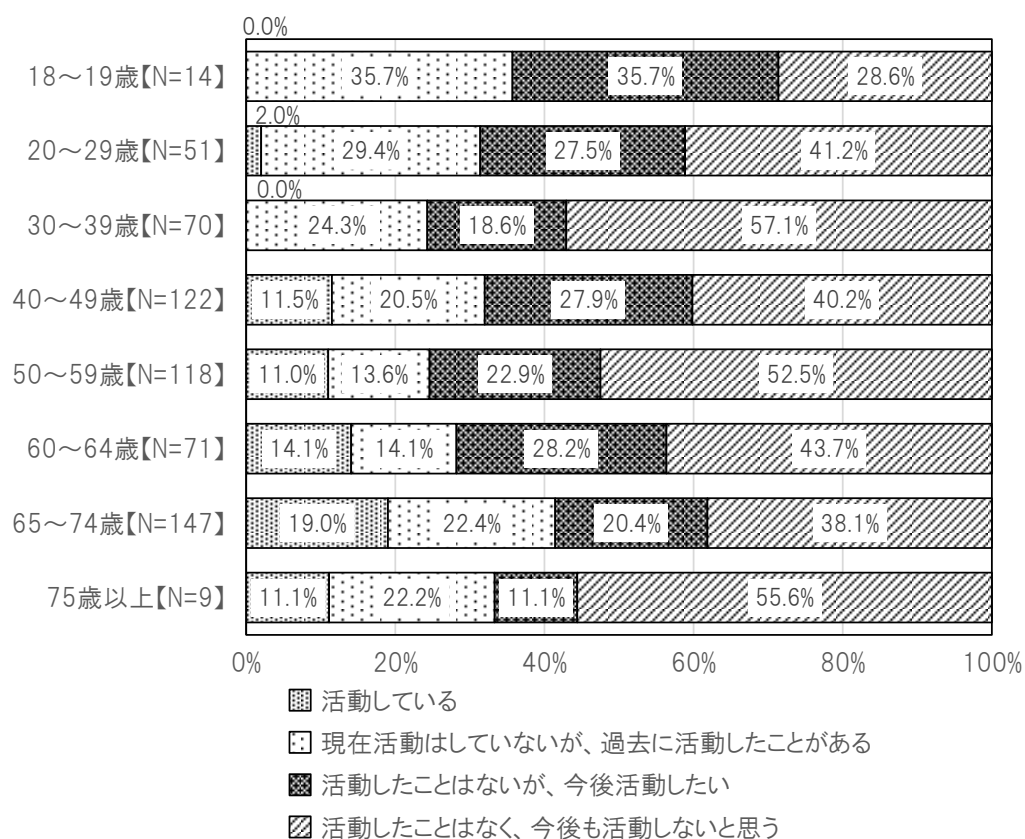
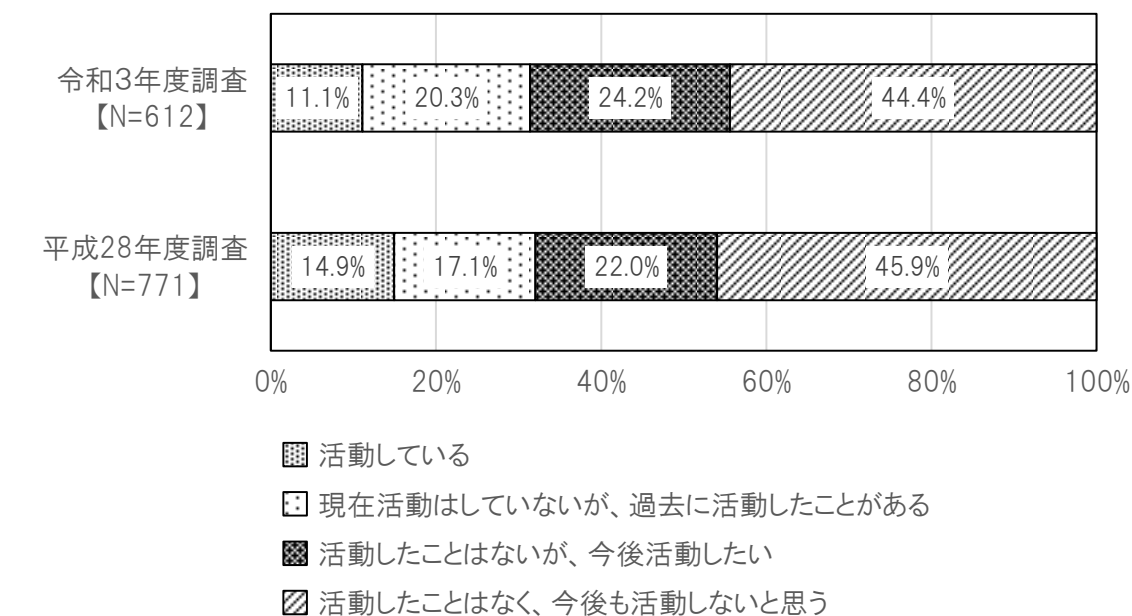
防災・安全対策の充実

台風や地震などの災害が発生した時、何が不安ですか。【N=1,209】



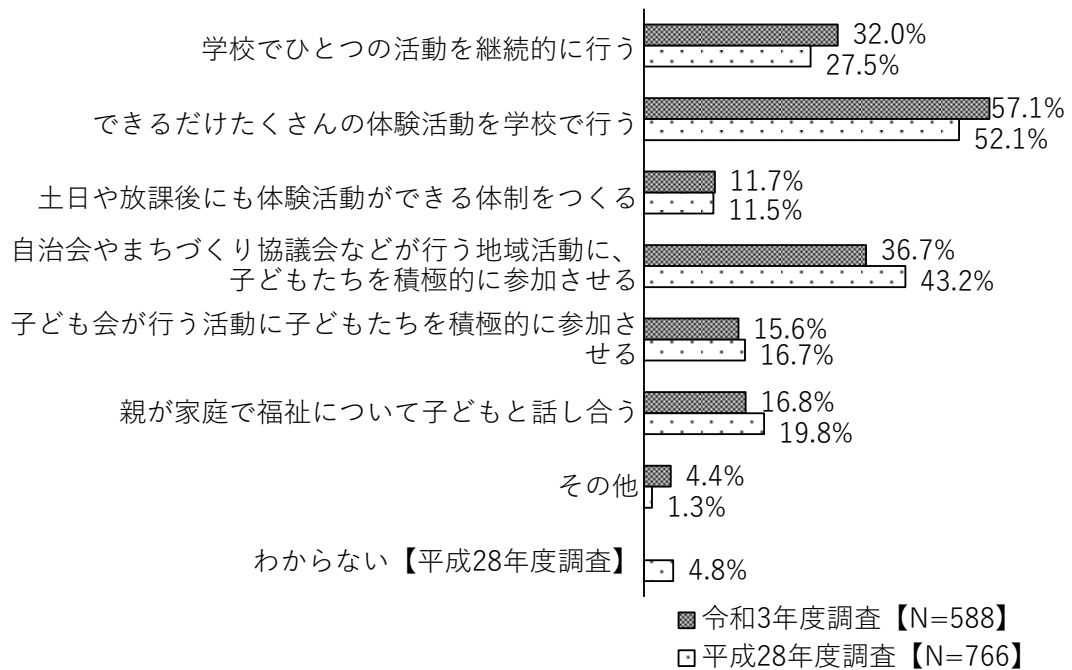
⑦第2次亀山市地域福祉計画から使用した資料

あなたはボランティア活動をしていますか。



資料：地域福祉アンケート調査（ボランティア活動の実施状況）

あなたは福祉の心を育むために何が重要だと思いますか。



資料：地域福祉アンケート調査結果（福祉の心を育むために必要な取組）

資料編（参考資料）

資料編 (参考資料)

1. 策定までの経過

年月日	会議名等	主な内容
令和3年 6月1日	第1回亀山市地域自立支援協議会	■ アンケート調査について
6月15日 ~30日	アンケート調査実施	■ 障がい者 各種障害者手帳所持者、 障がい福祉サービス利用 者を対象に実施 ■ 障がい児 各種障害者手帳所持者の 保護者、 障がい児通所支援利用者 の保護者を対象に実施
8月31日	第2回亀山市地域自立支援協議会	■ 第2次障がい者福祉計 画の進捗状況 ■ 第2次障がい者福祉計 画(見直し)の基本方針、 骨子案 ■ アンケート調査について
11月30日	第3回亀山市地域自立支援協議会	■ 第2次障がい者福祉計 画(見直し)中間案
令和4年 1月11日	第4回亀山市地域自立支援協議会	■ 第2次障がい者福祉計 画(見直し)最終案
2月21日 ~ 3月22日	パブリックコメント実施	■ 30日間
3月	第2次亀山市障がい者福祉計画(見直し) 策定	

2.関係規定

○亀山市地域自立支援協議会要綱

令和3年3月16日

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定により定められた指針に基づき、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、亀山市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平22.3.31・平25.3.29・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の障がい者総合相談支援事業を受託した者の運営等について評価すること。
 - (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けて協議すること。
 - (3) 地域に必要な社会資源の開発及び改善に関する調査等を行うこと。
 - (4) 亀山市障がい者福祉計画及び亀山市障がい福祉計画の策定に必要な検討を行うこと。
 - (5) 地域の障がい福祉について協議すること。
 - (6) 障がい者差別解消支援について協議すること。
- (平22.3.31・平25.3.29・令3.3.16・一部改正)

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定相談支援事業者に属する者
 - (2) 障がい福祉サービス事業者に属する者
 - (3) 保健関係機関に属する者
 - (4) 医療機関に属する者
 - (5) 教育関係機関に属する者
 - (6) 雇用関係機関に属する者
 - (7) 障がい者関係団体に属する者
 - (8) 学識経験者
 - (9) 関係行政機関の職員
 - (10) 障がい者(児を含む。)及びその家族
 - (11) その他市長が必要と認める者
- (平22.3.31・平25.3.29・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分野別部会)

第7条 協議会は、特定の事項について調査及び研究を行うため、分野別部会を置くことができる。

2 分野別部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(平22.3.31・平28.3.31・平30.3.30・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(亀山市障害者福祉計画等検討委員会要綱の廃止)

2 亀山市障害者福祉計画等検討委員会要綱(平成18年6月26日施行)は、廃止する。

附 則(平成22年3月31日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月16日)

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

3. 亀山市地域自立支援協議会名簿

氏名	要綱第3条	所属	役職等
榎本 悠孝	学識経験を有する者	皇學館大学 現代日本社会学部 准教授	会長
今岡 正幸	障がい福祉サービス事業者に属する者	社会福祉法人伊勢亀鈴会	
高芝 悦子	介護保険サービス事業者に属する者	社会福祉法人 けやき福祉会	
米田 雅俊	障がい福祉サービス事業者に属する者	社会福祉法人 和順会	
佐野 健治	障がい福祉サービス事業者に属する者	特定非営利活動法人夢想会「夢想工房」	
千賀 理	指定相談支援事業者・障がい福祉サービス事業者に属する者	あんしん介護 株式会社	
倉田 隆明	医療機関に属する者	三重厚生連 鈴鹿厚生病院	
小崎 尚幸	医療機関に属する者	医療法人 鈴桜会 鈴鹿さくら病院	
宇野 勉	教育関係機関に属する者	亀山市教育委員会学校教育課	
濱口 直也	雇用関係機関に属する者	鈴鹿公共職業安定所	
濱野 芳美	障がい者(児を含む)及びその家族	NPO法人 ぼっかぼかの会	
松原 恵理子	障がい者(児を含む)及びその家族	みっくすどろっぷす	
坂田 益美	障がい者(児を含む)及びその家族	聴覚障がい者の家族	
榎谷 英一	その他市長が必要と認める者	社会福祉法人亀山市社会福祉協議会	
藤本 泰子	その他市長が必要と認める者	社会福祉法人亀山市社会福祉協議会 基幹型地域包括支援センター	
小林 智子	その他市長が必要と認める者	亀山市民生委員児童委員協議会連合会	
森野 高史	その他市長が必要と認める者	社会福祉法人 ジェイエイみえ会	
小林 恵太	関係行政機関	健康福祉部長	
小坂 みゆき	関係行政機関	健康福祉部次長	
豊田 昌子	関係行政機関	健康福祉部長寿健康課長	

4.用語解説

【A～Z】

CLM (チェック・リスト・イン 三重)	保育所・幼稚園において、発達に課題のある子の行動を観察し、個別の指導計画を作成するために、「あすなろ学園」が開発したアセスメントツールのこと。
DX	デジタルトランスフォーメーションの略。2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱した「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させる」という概念。(総務省「平成30年版情報通信白書」より)
【あ行】	
アウトリーチ	地域で社会的なつながりから孤立し、公的な援助に結びついていない人々を発見し、支援や情報提供をする専門職が出向く形態の相談の方法
アセスメント	利用者の問題の分析から援助活動の決定までの事を指し、援助活動に先立って行われる一連の査定(手続き)
医療的ケア児	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活支援が日常的に必要な子どものこと。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障がい者など、心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること。
親亡き後	障がいを持つ子の面倒を全面的にみている両親が、将来その子を支えられなくなった場合、その子の財産管理や身上監護を誰がどのように担うのかの問題
【か行】	
介護保険事業計画	介護保険法第117条に規定され、鈴鹿・亀山地区広域連合が策定する介護保険事業計画
加配保育士	発達障がい等で、他児と同じように保育所の生活を送ることが難しい子に、配慮を加え生活を支えることを加配と呼び、それを行う保育士のこと。

基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態によりサービスを利用するための外出が著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
計画相談支援	障がい福祉サービス等を申請した障がい者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しを行い、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて支援するサービス
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義（健康日本 21（第 2 次））。三重県の「健康寿命」及び「平均寿命」は、厚生労働省から発表されているものと推計方法が異なる。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるものをいう。
高次脳機能障がい	交通事故や脳卒中などで脳が損傷されると、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がいが生じること。
【さ行】	

施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス
児童発達支援事業所	日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育所、幼稚園のように遊びや学びの場を提供したりといった障がい児への支援を目的として、小学校就学前の6歳までの障がいのある子どもが主に通い、支援を受けるための施設
児童養護施設	保護者のない子ども、虐待されている子どもなどを養護し、子どもに安定した生活環境を提供する自立の援助等を行う児童福祉施設。児童指導員、保育士などの職員が基本的な生活習慣の確立や自立支援のための生活指導等を行い、退所者の相談を受け援助も行う。
自閉症	先天性の要因が大きいとされ、社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がい・困難が生じたり、こだわりが強くなる脳機能障がいとなったりすること。
社会的事業所	障がい者の多様な働き方の一つとして、生活指導、健康管理などに配慮した環境のもとで、障がいの有無にかかわらず、対等な立場でともに働ける新しい職場形態
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のこと。医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義である。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス
就労移行支援事業所	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
就労継続支援	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、生産活動

(A型)	その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うサービス
就労継続支援 事業所	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労や生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス
障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う施設
障害者相談支援	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うもの。
障害者総合相談支援センター	身体・知的・精神に障がいのある方の生活や福祉、就労についての相談窓口。地域で生活される障がいのある人、またはその家族の相談や、日常生活、就労などあらゆる相談を受け、各種サービスを利用するに当たっての一端を担う。
情報アクセシビリティ	パソコンやウェブページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がい者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者等に、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス
自立訓練(生活訓練)	知的障がい、または精神障がいを有する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行うサービス

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行うサービス
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、身体上障がいがある人を対象に交付され、法で定められたさまざまな福祉制度の支援策を受けるために必要な証明となる手帳
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、何らかの精神疾患のために、長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある人を対象に交付される手帳
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座	広く職場における精神障がい、発達障がいに関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障がい者にとって働きやすい職場づくりの推進に向けて職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていたためハローワークが開催している講座
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な成年者を保護するため後見人などを定める制度
成年後見の利用の促進に関する法律	国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされている。
【た行】	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等が地域における生活に移行するため、住居の確保や

	相談、関係機関との調整等を行うサービス
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい児(者)の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提供できるしくみ
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に医療サービスをはじめとするさまざまな支援を継続的かつ、包括的に提供するしくみ
適応指導教室	市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行うサービス
統合失調症	幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患となり、それに伴って人と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がい(生活の障がい)を受ける。「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすいという特徴を併せもつ。
特定相談支援事業所	障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者に、障がい者が抱える課題解決や適切なサービスを利用するため、市の指定を受けて、サービス等利用計画の作成を行う事業所
特別支援学級	障がいの程度が比較的軽度であっても、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために設置する学級
特別支援教育	障がいのある児童・生徒に対して、その1人ひとりの教育的ニーズを把握

	し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育
特例子会社	企業が障がい者の雇用を促進する目的でつくる子会社
DV(ドメスティック・バイオレンス)	日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多い。
【な行】	
内部障がい	身体障害者福祉法では、視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由とともに障がい分類のうちの一つとして規定され、疾患等によって内臓の機能が障がいとなることにより日常生活活動が制限される。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うこと。
日常生活用具	介護・訓練支援や自立生活支援等、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具
にじいろのーと	発達支援の必要なお子さんが切れ目のない支援を受けられるように、園や学校、サービス事業所などの各機関でスムーズに情報を引き継ぐためのサポートブック
乳児院	家庭で適切な保護が受けられない乳児を収容して養育する施設。対象年齢は1歳未満を原則とし、必要に応じて満2歳まで継続できる。
ニート	非労働力人口のうち15歳から34歳の未婚で、就業せず、職業訓練、就学、家事や家業の手伝いもしていない者
農福連携	農業関連事業者と福祉関連事業者が連携して、障がい者を支援する取組のこと。
【は行】	
発達障がい	発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義

ひきこもり	「自宅にひきこもって、社会的参加をしない状態が6カ月以上持続しており、精神障がいとその第一の原因と考えにくいもの」と定義される。パソコン通信や電話で外の人との接触がある人、家事などをして家族と良好な関係を持っている人は該当しない。
ピアカウンセリング	障がいを持つ当事者自身が自己決定権や自己選択権を育て、支えあって、社会参加していくため、障がい者同士が仲間（ピア）として、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者の情報を平常時から自治会や自主防災組織などの地域の避難支援者へあらかじめ提供し、災害時に地域の中で速やかな支援を行えるようにするしくみで利用する名簿。災害対策基本法において、名簿の作成が市町村に義務化されている。
福祉移送サービス	自力での移動が困難な高齢者や身体障がい者に移動手段を提供するサービス
平均寿命	平均寿命は、0歳児が平均して何歳まで生きるかを、平均余命とは、ある年齢の人が平均してあと何年生きるのかを示したもので、ある年齢の人が0歳の場合の平均余命を特に平均寿命と呼ぶ。三重県の「健康寿命」及び「平均寿命」は、厚生労働省から発表されているものと推計方法が異なる。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、授業終了後又は休業日に通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進のための支援を行うサービス
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人に就任した場合と同様

	に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
法定雇用率	一定数以上の人がいる企業・団体に障がい者の雇用を義務づけた割合
訪問入浴	自宅での浴槽での入浴が困難な方に対し、専門のスタッフが移動入浴車を自宅に持ち込み入浴介助を行うサービス
補装具	身体の欠損、または損なわれた身体機能を補完・代替する用具

【ま行】

丸ごと	「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみとして、地域づくりの取組の支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備（対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも含む。）を進めていくこと。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めつつ、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
要約筆記	聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。
ユニバーサルデザイン	年齢や身体能力に関わらず全ての人に適合するデザイン
ユニバーサルデザインアドバイザー	「アドバイザー養成講座」を修了し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの基本的な考えやハード面での整備基準、介助知識等を有する人材として、地域でリーダー的な役割を担いだれでも社会参加できるまちづくりを目指して活動を行っている。

【ら行】

療育手帳	知的障害者福祉法には全国で統一された療育手帳の規定はなく、三重
------	---------------------------------

	県では、児童相談所、または障害者相談支援センターにおいて知的障がいと判定された場合に交付される手帳
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス
レスパイトケア	乳幼児や障がい児(者)、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスとなり、施設への短期入所や自宅への介護人派遣等がある。
【わ行】	
我が事	福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支える側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。

第2次亀山市障がい者福祉計画[令和4年3月]

亀山市（健康福祉部 地域福祉課）

〒519-0164 三重県亀山市羽若町 545 番地

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内

☎:0595-84-3313 FAX:0595-82-8180

E-mail:shogaishashien@city.kameyama.mie.jp